

令和3年6月甲良町議会定例会会議録

令和3年6月4日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 令和2年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第5 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例等の一部を改正する条例）
- 第6 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和2年度甲良町一般会計補正予算（第11号））
- 第8 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号））
- 第9 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））
- 第10 議案第37号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第38号 甲良町水防協議会条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第39号 甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第40号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第41号 甲良町改良住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第42号 甲良町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例
- 第16 議案第43号 甲良町せせらぎサロン設置等に関する条例を廃止する条例
- 第17 議案第44号 甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例
- 第18 議案第45号 甲良町子育て応援金支給条例を廃止する条例
- 第19 議案第46号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第1号）

- 第20 議案第47号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第21 同意第3号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第22 発議第6号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則（案）
- 第23 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
4番	野瀬欣廣	5番	阪東佐智男
6番	宮寄光一	7番	丸山恵二
8番	木村修	9番	建部孝夫
10番	西澤伸明	11番	山田裕康

◎会議に欠席した議員（1名）

3番	山田充
----	-----

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	丸澤俊之	学校教育課長	寺田喜生
税務課長	大野けい子	社会教育課参事	上田真司
企画監理課長	熊谷裕二	産業課長	西村克英
住民人権課長	宮川哲郎	建設水道課長	村岸勉
保健福祉課長	中村康之	総務課主幹	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前 9時00分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和3年6月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番 阪東議員、6番 宮寄議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月11日までの8日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月11日までの8日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和3年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。

本年4月7日にタレントの原田伸郎さんがテレビ取材に甲良町を撮影訪問されました。収録番組は、関西2府4県の関西全域のE○光チャンネルにおいて、「原田伸郎のこの街ええなあ」として30分番組に編集され、5月5日から5月18日までと、インターネット動画で、5月5日から2カ月間放送配信がなされております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーが、5月27日と28日の両日、滋賀県内の19市町を巡りました。本町は28日の15時37分から甲良町公民館前をスタートし、15時54分に道の駅せらぎの里こうらまで新型コロナウイルス感染防止対策の沿道観覧が自粛の中でしたが、爽やかに聖火をつないでいただきました。

新型コロナウイルスの感染防止策として、発症予防、重症化予防のワクチン接種の実施状況につきまして、都度、進捗状況につきましては、議会に報告をいたしているところであります。5月27日からは、65歳以上者の2

回目の接種に移っております。次の段取りといたしまして、65歳未満者の接種券の配布等の準備も進めているところであります。

令和3年度も2カ月を経過いたしました。本年度から第4次甲良町総合計画に基づき、この行政目標に向かって行政運営を行っていかねばなりません。議員からもご指摘されています人口減少対策が、本町の大きな課題と推進テーマであります。また、準過疎地域として持続可能な地域づくり計画を策定中であります。

今議会において、総務民生常任委員会で素案を検討していただくことになっております。この地域づくり計画は、総合計画よりも、より具体的な施策の取組となるよう、滋賀県とも策定前に協議をし、県からも施策の後押しがいただけるよう、お願いしていきたくと考えております。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要のご説明を申し上げます。

報告第2号は、令和2年度一般会計予算において、翌年度に5,913万円の明許繰越をいたしました繰越計算書の報告であります。

承認第1号は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、所定の基準により減免措置を実施する場合、国費により財政支援が行われることから、令和3年度における減免の実施に当たり、所要の改正について専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第2号は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、甲良町税条例等の一部改正について専決処分しましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第3号は、令和3年度分の保険税の減免を行った場合について、減免を要する費用が財政支援の対象となったことに伴い、甲良町国民健康保険税条例一部改正について専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、令和2年度甲良町一般会計補正予算第11号で、1億3,373万5,000円を減額し、総額49億7,205万6,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)で38万5,000円を追加いたし、総額8,273万1,000円とする専決処分しましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第6号は、令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)で124万9,000円を追加いたし、総額9億2,370万6,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第37号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例であります。町長の給料月額を令和3年6月30日までの間とし、7月1日から9月30日までの3か月間、100分の10を減ずる一部改正であります。

議案第38号は、甲良町水防協議会条例の一部を改正する条例で、助役を副町長に、土木主管課を総務課に改める一部改正であります。

議案第39号は、甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例で、署名、押印等の見直しによる一部改正であります。

議案第40号は、甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例で、民法等準拠法令が改正されたことに伴う一部改正であります。

議案第41号は、甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、法令により、公営住宅法を準用する規定を追加すること等に伴う一部改正であります。

議案第42号は、甲良町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例で、事業が完了していることに伴い、条例廃止するものであります。

議案第43号は、甲良町せせらぎサロン設置等に関する条例を廃止する条例で、その事業は他施設に移行されていますので、条例廃止するものであります。

議案第44号は、甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例で、経過措置によって一部規定を適用することとして、条例廃止するものであります。

議案第45号は、甲良町子育て応援金支給条例を廃止する条例で、本条例を廃止して新たに要綱を制定するため、条例を廃止するものであります。

議案第46号は、令和3年度甲良町一般会計補正予算（第1号）で、4,927万1,000円を追加いたし、補正後の予算総額を40億5,382万1,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金845万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,968万5,000円、子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金733万1,000円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金422万4,000円、狭隘道路整備等促進事業補助金400万円、財政調整基金繰入金765万9,000円、公共事業等債360万円などであります。

歳出では、総務管理費で、統一モデル財務処理作成支援事業委託320万円、特別定額給付金225万円、児童福祉費で、子育て世帯の臨時特別給付金575万円、保健衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託1,216万1,000円、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援事業委託

498万6,000円、道路橋梁費で、町道新設改良費520万円などを増額追加しております。

議案第47号は、令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、75万円を追加いたし、予算総額を8億1,089万4,000円とするものであります。主な内容といたしましては、国民健康保険財政調整基金繰入を歳入計上いたし、歳出では、過年度分、過誤納還付金を増額するものであります。

同意3号は、委員の任期満了に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。

何とぞよろしく審議いただき、適切な承認議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 次に、日程第3 報告第2号を議題とします。報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 報告第2号 令和2年度甲良町繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

この報告は地方自治法の第213条第1項の規定により、令和2年度甲良町一般会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づいて報告するものであります。

1枚めくっていただきまして、計算書について説明をいたします。

まず2款総務費、1項総務管理費、事業名、一般財産管理事業で翌年度繰越額が315万円であります。同じく財政管理費で363万円、契約管理事業で99万円、過疎対策事業で275万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名が予防接種事業で繰越額が3,273万3,000円。同じく環境保全事業で279万4,000円です。

8款土木費、1項土木管理費、事業名が土木総務管理事業で165万円の繰越額であります。2項道路橋梁費で、社会資本整備交付金事業で894万5,000円が繰越額であります。

9款消防費、1項消防費、事業名防災費で繰越額が168万8,000円です。

10款教育費、5項社会教育費、事業名図書整備事業で80万円の繰越額であります。

合計5,913万円の繰越しでありまして、調製日が令和3年5月31日

であります。よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 承認第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町介護保険条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 専第5号 専決処分書 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。

甲良町長。

次のページをお願いいたします。この内容につきましては、令和3年3月31日まで実施しておりました保険料の減免を令和4年3月31日までとする改正でございます。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正する。

付則第9条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改め、同項第2号中「第1号被保険者に属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれかの」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの」に改め、同号イ中「減少することが」を「主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが」に改める。

付則。

1、この条例は施行日、公布の日から施行する。

2、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第9条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令第7条の規定による、改正前の令第22条の2第1項」とするものでございます。

以上でございます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 コロナウイルスの感染拡大が終息を見ない。拡大をまだ続けている状況の中で、この必要性はあって、1年間延長するというわけですが、その以前の申請者数は幾らだったか報告を求めたいと思います。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 ご相談は7件、申請者は2件でございます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第1号は承認されました。

次に、日程第5 承認第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税条例等の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 専第6号 甲良町税条例等の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。

甲良町長。

それでは、甲良町税条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

地方税法の一部改正に伴う規定の整備です。その主な改正は、改め文の1ページ、第36条の3の2から第53条の9は、町民税に関する改正です。電子申告において、税務署長の承認の廃止についての改正です。

2ページの中段、付則第11条から、3ページ、付則第15条は、固定資産税に関する改正で、主には負担調整措置の適用期限を3年間延長、継続する改正です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動や生活環境が大きく変化したことを踏まえて、負担感に配慮する観点から、令和3年度に限りませんが、土地の合筆による地積の増や用途変更での増額を除き、前年度の税額に据え置く措置を講ずる改正です。

3ページの付則第15条の2から4ページ第16条の2は、軽自動車税に関する改正で、環境性能割の臨時的軽減期間が、令和3年3月31日から令和3年12月31日まで9カ月間延長となります。軽自動車税のグリーン化特例について、その対象の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する改正です。

同じく4ページの付則第25条は、住宅借入金特別控除の3年間延長の特例について、新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合は対象となるものです。適用期限の延長に伴う改正となります。

同じく4ページ、甲良町税条例の一部を改正する条例の一部改正では、令和2年度に改正をいたしました税条例の一部改正です。法人町民税に関連した対応する法令の改正によるものです。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

付則の第2条では、町民税に関する経過措置、第3条では、固定資産税に関する経過措置、第4条では、軽自動車税に関する経過措置を規定しています。

以上、よろしくお願いたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協でもお尋ねしましたですけども、町民に大変関わりの深い町税、固定資産税、それから軽自動車税についての改正であります。ですから、町民に対する周知の方法を、全協ではインターネット、つまりホームページ等と言われましたけども、なかなかホームページを見られる方は少ないように思いますし、高齢者や不得意な方については、その例がなかなかできないように思いますので、それ以外の方法もぜひ必要かなというふうに思いますが、現在考えていること、それから、その方向も、やはり周知の徹底をする上で検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

- 山田裕康議長 税務課長。
- 大野税務課長 納税通知や広報こうらでの周知のほうを考えております。
- 山田裕康議長 西澤議員。
- 西澤議員 例えば軽自動車の場合ですと、振替納税の手続をしている場合は、振替えますという何月の予定が書いてあるわけですが、個別の通知もございませぬ。そういうところに分かりやすく、できればこの改正点、税というのは町政にとっては大事な点ですが、町民にとっても大変関わりの深いというふうに思いますので、その点、分かりやすく、図解も含めて、周知、徹底の方をぜひ検討いただきたいと思いますが。
- 山田裕康議長 税務課長。
- 大野税務課長 広報の方で分かりやすく説明の方に努めたいと考えております。
- 山田裕康議長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)
- 山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、承認第2号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)
- 山田裕康議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって、承認第2号は承認されました。
次に、日程第6 承認第3号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。
- 橋本事務局長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。
上記の議案を提出する。
令和3年6月4日。
甲良町長。
- 山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。
税務課長。
- 大野税務課長 それでは、専第7号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。

甲良町長。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

改め文をお願いします。付則第14項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援に関して事務連絡が発出されたことにより、減免申請の納期限を、令和3年3月31日から令和4年4月30日、すいません3月31日までに改めるものです。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第7 承認第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて(令和2年度甲良町一般会計補正予算(第11号))。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 専第8号 専決処分書 令和2年度甲良町一般会計補正予算

(第11号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。
日付は3月31日付です。

予算書の裏面をお願いいたします。歳入歳出のところでは、歳入歳出それぞれ1億3,373万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億7,205万6,000円とするものであります。

繰越明許費は第2表で説明をいたします。地方債の補正は第3表で説明をいたします。

次のページの第1表をお願いいたします。歳入の部であります。2款地方譲与税、補正額112万3,000円の減額、3款利子割交付金18万3,000円の増額、4款配当割交付金69万6,000円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金232万8,000円の増額、6款法人事業税交付金93万5,000円の増額、7款地方消費税交付金1,329万円の増額、8款環境性能割交付金で16万4,000円の減額、9款地方特例交付金で287万9,000円の増額、10款地方交付税で1,129万8,000円の増額、11款交通安全対策特別交付金で4万2,000円の増額。

次のページをお願いいたします。次が14款国庫支出金で1,605万5,000円の減額、15款県支出金で1,033万7,000円の減額、16款財産収入で91万6,000円の増額、17款寄付金で600万円の減額、18款繰入金で9,806万円の減額、20款諸収入で316万3,000円の減額、21款町債で3,140万円の減額で、歳入合計が1億3,373万5,000円の減額です。

次のページで、歳出の部であります。2款総務費、補正額が162万9,000円の減額、3款民生費で4,354万3,000円の減額、4款衛生費で414万9,000円の減額、5款労働費で4万7,000円の減額、6款農林水産業費で754万5,000円の減額、7款商工費で467万5,000円の減額、8款土木費で2,151万4,000円の減額。

次のページをお願いいたします。9款消防費で2,087万5,000円の減額、10款教育費で2,975万8,000円の減額、12款公債費がゼロ円で、歳出合計が歳入合計と同額であります。

次のページの、第2表の繰越明許費の補正であります。追加であります。追加が2款総務費で、1項総務管理費、事業名が一般財産管理事業であります。金額が315万円。2款総務費で、1項総務管理費、事業名が財政管理費で363万円です。8款土木費で、1項土木管理費、事業名が土木総務管理事業で165万円、8款土木費で、2項道路橋梁費、社会資本整備交付金事業で894万5,000円、9款消防費で、1項消防費、事業名防災費で

168万8,000円、10款教育費で、5項社会教育費、事業名が図書整備事業で80万円。次に変更であります、4款の衛生費、1項保健衛生費、事業名が予防接種事業で、変更の金額が3,273万3,000円です。

次のページをお願いします。次のページは第3表で地方債の補正であります。変更であります。起債の目的が地方道路等整備事業で200万円を減額し、補正後を2,300万円にするものであります。次に、学校教育施設等整備事業債で3,110万円を減額して、補正後を2,000万円にするものです。次に、公共事業等債で170万円の減額で、補正後を2,670万円にするもので、合計、補正後が6,970万円になるものであります。

以上です。よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 減額の項目が多いわけですが、1つは弁護士費用、審査請求に関わる弁護士費用が計上されているのかな。14ページの弁護士業務委託、これは裁判に移ることはありませんでしたので、当初計画した金額よりも下がっているのか、確認をお願いします。そして、議会側の費用も、当初、補正予算で計上されています。これがどうなったのか、説明をお願いします。

2つ目は、全員協議会のところで私が質問しました、通称テント村跡地の利用計画の予算が計上されているというわけですが、この専決処分の中なのか、それとも46号で記載されているのか、46号であれば、46号の議事のときに説明いただきたいと思います。

それから、個別なところですが、16ページの福祉医療費、それから、福祉医療費の町単分が減額になっています。その減額になった根拠理由の説明をお願いします。

そして、福祉センターの庁舎改修工事691万9,000円が減額になっています。これは入札による減額なのかどうかについて、ご説明いただきたいと思います。

それから21ページです。教育施設整備費のところ、工事請負金額の800万が減額になっています。施設修繕工事、これも入札による減額なのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 まず総務課の方は、弁護士の委託業務費用の減額ですが、これは当初、土地の明渡しの提起をちょっと想定していましたので、それが議会で否決になりましたので、落としたものであります。

それからちょっと総務課のところだけ言わせてもらいますと、あと、17ページの保健福祉センターの改修工事、これですが、これはカーボン事業で、LEDや照明、給湯などを改修しましたが、その入札残であります。

○山田裕康議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 16ページになります福祉医療なんです、これは実績によるものですので、恐らくコロナ等で診療控え等が受診者にあったということで、実績として減ってきたというようなことを考えております。

○山田裕康議長 教育費の800万円の工事請負費。

教育次長。

○福原教育次長 800万円の減につきましては、入札結果によるものでございます。

ただ令和2年度につきましては、教育施設は結構大きな工事が幾つかありました。特に中学校の屋上の改修工事でございます。3月補正である程度は減額はさせてもらっていたんですが、東小学校のエレベーター工事が年度末までかかったということで、金額の方をちょっと残してもらって、結果、現在800万の減にさせてもらったということです。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

西澤委員。

○西澤議員 16ページの福祉医療のところですけども、これ中学校までの医療費無償化のところに関わるやつですけども、先ほど答弁されました、コロナによる診療控えというのは、医療機関からの報告ないしは町としての推測をされるという範囲でしょうか。

○山田裕康議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 町の住民人権課としての意見を述べさせていただきました。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 テント村のことですが、これは令和3年度の予算に計上しております。後で一般質問、建部議員の一般質問の資料に計上していますので、よろしいですか。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願

ます。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第8 承認第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第5号 専決処分につき承認を求めることについて（令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号））。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 専第9号 専決処分書 令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。

甲良町長。

それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,273万1,000円とするものでございます。

続きまして、1ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算補正を説明させていただきます。歳入。3款繰入金、補正額38万5,000円、歳入合計、補正前の額8,234万6,000円、補正額38万5,000円、合計8,273万1,000円です。

2ページをご覧ください。歳出でございます。1款総務費、補正額38万5,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第5号は承認されました。

次に、日程第9 承認第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第6号 専決処分につき承認を求めることについて（令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 専第10号 専決処分書 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日。

甲良町長。

予算書表紙裏面をお願いいたします。歳入歳出それぞれ124万9,000円を追加し、歳入歳出予算額を、歳入歳出それぞれ9億2,070万6,000円とするものでございます。申し訳ございません、9億2,370万6,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、補正額124万9,000円。補正額合計、増額の124万9,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いします。歳出でございます。2款保険給付費、補正額800万の減額、7款予備費924万9,000円の増額でございます。補正額合計、増額124万9,000円で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第10 議案第37号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第37号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 議案第37号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例を改正する条例について、ご説明申し上げます。お手元に条例改正の提案理由の書面を提出させていただきました。これに基づいて、説明をさせていただきます。

まず1つ目、知事裁定であります。令和2年12月25日付で、本職甲良町長から、地方自治法第176条第5項に基づきまして、滋賀県知事に対して特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議決取消しを求める審査を申し立てましたところ、滋賀県知事から令和3年3月23日付で、「本審査申立てに係る令和2年12月11日に甲良町議会が行った、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議決は、これを取り消す」との裁定がありました。

この裁定は、地方自治法第176条第7項に定める60日以内の裁判所への出訴がなかったことから、既に確定をしたわけであります。この裁定では、①議会が町の責任追及の手段として減給という手段を取ることは、地方自治

制度において許容されないものと解すべきであり、議会の権限を超え、または法令に違反する。②本件議決は、実質的には、議会による懲戒に当たると考えることもでき、実質的に、懲戒を行うことを目的として、議会の長の給料の減額を行うことは、自治法によって認められていない。この2点の理由から、本件議決は地方自治法第176条第6項にいう、議会の権限を超えまたは法令に違反する議決と言わざるを得ないと結論づけております。

①につきましては裁定書の20ページ(3)に、②につきましては裁定書の20ページ(4)に、それから、「本議決は」から「言わざるを得ない」は裁定書の21ページの(6)に記載されている文面をそのまま引用しているものでございます。

2番でございます。付則第13項、知事裁定により、令和2年12月11日付議決は取り消されましたが、同年3月23日付議決に基づく甲良町特別職の職員の給与に関する条例付則第13項は、いわゆる40%減額の内容がありますが、なお効力を有したままの状態になっております。しかしながら、同年3月23日付議決も、前記裁定により取り消された同年12月11日付議決と同じく、議員発議による給与減額条例であって、町に対する責任追及及び町に対して実質的に懲戒を行うことを目的したものでありますので、やはり議会の権限を超えた、また、法令に違反する議決となります。

つまりは、今回の知事裁定によって、同年12月11日付議決が取り消されても、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、なお違法状態であるということになるわけであります。その違法状態を解消するためには、令和2年3月23日付議決に基づく付則13項を改正する必要があります。

3番、付則第13項改正方法であります。この改正のために、令和2年3月23日付議決につきまして、地方自治法第176条第4項に基づく再議、審査申立てに付する方法も考えられます。また、それ以前にも議決されている給与減額の議決を順次遡って、同様の方法も考えられます。しかし、将来に向けて、違法状態を解消するという改正が最も合理的な方法であると判断をしたわけであります。

そこで現在の40%給与減額を、令和3年6月30日をもって終了するものとして、将来に向けて、違法状態を解消する改正案を提案するものでございます。違法状態を放置することと、再議、審査申立てという手続で余計な費用、労力、時間を費やすことは、決して町民の利益にはならないものと考えております。

4番にまいります。給与減額の提案、失職した前議員を令和2年11月30日の本会議に出席を回避できなかったこと、令和元年度下水道事業特別会

計決算において、資金不足比率が44.1%となり、経営健全化基準を超え、単年度赤字決算を生じさせた町長の管理責任につきまして、町長として改めて令和3年7月1日から同年9月30日までの3か月間における給料の100分の10の減額を提案するものであります。

以上でございます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 すいません。三、四点質問をいたします。

1つは、知事裁定です。知事裁定で、町長は今日提出された文面でも、また全協においても違法と判断されたと。よく見ますと、違法と言わざるを得ないというようになっています。そこで、質問の内容は、確定判決と同等と見ているのか。つまり、裁判に進むことをしなかったために、この知事裁定が確定したわけですけども、判例となるかどうかの認識を問います。

2つ目は、過去の議決、今日の文面にもあります。40%についても違法というように判断されています。しかし、知事裁定の中にもありますけども、今回の申請に基づいて議決されたものであってそれ以外に及ばないと、わざわざ最後のページ21ページに書かれています。これについても、そういうように、過去の議決も違法というように、違法状態というように説明されましたけども、その違法状態を1年甘んじてきたわけですから、その甘んじてきた根拠自体、野瀬町長の胸の中にあるのではないかと。つまり、町長選挙における選挙資金疑惑、2つの問題を解明する。これが、町長としての政治的責任であります。町政全般にわたるわけではありませんけども、町長の政治姿勢が問われているわけです。

この疑惑を晴らしていくという責任は町長の中にあります。ましてや、資金を貸し付けた方、1人は彦根市在住ですけども、甲良町に大変深い関わりのある方。もう1人は、野瀬町長自体が長年農業問題でずっと関わって友人として付き合いこられた方であります。その資金を借りた点で、疑惑が残ったままになっています。疑惑は晴れたのかどうか、この点についてもお聞きします。詳しくは委員会に付託される予定でありますので、そこで聞きますけども、本会議で基本的なところを明らかにしておく必要がありますし、議事録にしっかりと載せる上で、私は質問させてもらっています。

もう一つは、京都新聞の5月26日号、町の議会対応は変わらない、丁寧に説明と議論をしたいと。このことが本当であれば、選挙資金の問題も、きちんと根拠資料提出をして、こういう疑惑はないんですということを、証明する必要があるのではないかと思いますし、新聞記事ですから、こういうように回答されたことは事実かどうか、改めてお尋ねしておきます。

それから2つ目です。今日、この条例改正の提案理由をいただきましたのですけども、私が全協で求めておいたのは、40%減額となった選挙資金に関わる疑惑解明ができる。疑惑の晴らす資料提出がされるのかというように思いました。だけどもありません。それは、委員会に提出されて、そして40%減額についても、根拠あり、いや根拠ないというように主張されるのかどうか、お尋ねをしておきます。

3点目は、裁定の20ページ、意見書にも20ページ、同じ文章になっています。ですから、知事は、意見書をそのまま知事裁定として流用したに過ぎないわけです。ですから、その中に威迫の表現がございます。この威迫というのは脅し、迫る、字のとおりです。その意味であり、悪事を押し通すために、町長を脅し、迫るとの意味であり、悪事を押し通すために、町長を脅して迫ってきたのか。この議会が振る舞ってきたかのような印象を与えてしまっている表現だと思います。議員の多数がそのような不当な要求を突きつけて迫ったのかどうか。これ、町長の認識を問いたいんです。40%減額の際に、提案理由、それから何人かの賛成討論がありました。その中に、不当な要求を町長に突きつけて40%減額は正当だと主張したのかどうか。この点、明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 違法という1番目の解釈であります。出訴しなかったから確定してそうなったのかということですが、全て提案理由説明書に書かせていただいたように、知事の裁定文をそのまま引用させていただいておるところでございます。

それが、今回は、いわゆる20%6カ月の減額に対する裁定ではありましたが、この条例改正の提案理由が全てでありますので、これ以上もこれ以下もありませんが、審査申立てに対しては、議会の処分庁としての弁明書も出されておりますし、議員がおっしゃいました、いわゆる後援会の収支報告書の虚偽記載に対する、全協でも質問がありましたが、説明責任を果たすべきやと、そうすれば40%をなくすのやということにつきましても、弁明書に全て内容が掲載をされ、全て私の主張も議会の主張も審査をされた上での裁定ということでもありますので、そのとおりだというふうに思っているところがございます。

説明責任ということではありますが、私は裁定を基に違法状態の給与改正を提案しているということですので、その議論については、いつまでも責任追及の質問をされてもここではもうお答えするべきではないことだというふうに思っております。

併せて本件全般にわたりまして、令和元年12月13日に町長の不信任決議案が可決をされ、そして失職をして、選挙出直しをしております、説明責任であったり、町長の責任であったりという一定のけじめについては、けじめけじめとおっしゃいますが、けじめについてはそこで果たしているというふうに思います。

したがって、今条例に関しての質問事項については、私の責任追及の場ではないというふうに思っております。提案している違法状態の解消についての議案提案に対しての採決をよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、京都新聞のことではありますが、昨年度の改選後の現就任をして、議会には、何事も全般にわたりまして、事前協議、丁寧に説明していくという方針でありますので、その基本姿勢が変わっていないということを申したわけであります。

それと、威迫につきましては、これは私のコメントではなくて知事裁定の中での記述されていることでもありますので、知事のコメントというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 最後の方から聞きますが、知事のコメントのとおりです。そのことについて、議会が威迫をしたのかどうか。そして、このようなことが許されれば、威迫がまかり通るといように書かれています。議会が、何か不当なことを突きつけて、それをのまなかったら給料減額するよというように脅して、この40%ができたのかどうか。この認識を問うてるんです。知事のコメントは、もう分かり切ったことです。

ですから、正面できちんと答えてほしい。

もう一つは、1つ目の知事裁定と、判決による決定と一緒にかどうか、同等と考えているのかどうかを質問しているんです。はぐらかさないでほしいと思います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 威迫につきましては、何度も申し上げますように、私がコメントするべきではありませんし、もう知事のコメントでありますし、それから、裁判ということは裁判を起こされておられませんので、今現在は、知事裁定のみということになると思います。

それから、もう1点。

○西澤議員 裁定と判決の違い。

○野瀬町長 裁定と判決の違い、これはまだ裁判されておられませんので違いが

なく、審査申立てに対する裁定ということでの、現時点での知事裁定というふうに理解しております。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 町長、本性をあらわにしてきた。本音が出て、金銭欲がそのまま出てきている。もうこうなったらなりふり構わないという、そんな状況。提案理由の内容を見させてもらいました。町長は、この20%6カ月に味を占めて、それ以前にも議決されている給料減額の決議を、順次遡って同様の方法も考えられますと、この40%だけでなく、ずっと以前から遡ってその給料を取り戻そうという魂胆。とりわけ、今回の裁定は、20%6カ月という町長の申立てに対して知事が裁定を下した。その前の40%については、議決外とか、裁定外と、議論外の話。それを、20%6カ月が違法だという指摘から、じゃ、遡ってそれも違法だから取り戻そうという、そういう本音が出てるといえるか、もう金銭欲にとらわれているといえるか、そういう発想で来ている。

そして、最後の方に、違法状態を放置することを再議、審査申立てという手続で余計な費用、労力、時間を費やすことは、決して町民の利益にはならないものと考えておりますと、よく言うよな。これは議会対応、議会が実はこういうことで経費をかけるべきでない。町民の支持が上げない。そういうことで、今回の訴訟は断念をした。全く同じ内容で書いてる。でも、町長の思いはそうじゃない。この40%だけじゃなしに、それに味を占めたら、さらに遡って金を取り戻そうという、そういう魂胆がありありと分かる。だからこれに賛成をしろという意味で、時間を費やすこと、費用、労力、決して町民の利益にはならない。これは議会がこの前言っていること。そういう争いは避けるべき。確かに町民のためにはならない、利益にはならない。それは分かり切っている。でも、町長は、この20%6カ月、自分の申立てが通ったと。それが知事に認められたというだけでいいのではないのか。それをさらに、誰の入れ知恵か知らないけど、遡って次から次と取り戻そうという、そういう魂胆がありありと見えている。

それと、今日も新聞記事が、写しが出てました。その最後の方に、今回のこの条例が否決されたら、再度県に審査を申し立てたい。否決されたら再度と。議会へ脅迫か、これは。もし、いや、もしじゃない。仮に否決ということになったら、本当に町長はこの京都新聞が出ているように、即、県に審査申立てを行うのか。そのことを尋ねます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 冒頭なりふり構わんということであったり、全協では、全協にお

いては火事場泥棒ということやったり、これって何やということコメントもいただきました。

確かに、今裁定は20%6カ月の減額についてを取り消すという裁定であります。ただ、①、②、そしてかぎ括弧に書いてありますように、発議による減額、給与減額についてが違法状態であるというふうな結びでありますので、その解釈を今回させていただいているということでございます。いわゆる違法状態を戻すという、今回の提案でございます。

それで、その後私の提案説明の、その後全部遡って取り戻すということ、それはそうではなくて、そういうことも考えられるけど、議会が判断いただいた大人の対応ということ、議会は判断されていますが、ここで私が言うならば、町としての町長としての大人の対応をさせてもらいたいということでございます。

議決後のことについてはまだ未定でありますので、議決後、最終的な判断はしたいというふうに思っています。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 最後に、議会の否決、可決、それを見て判断をしたい。要するに、議会の態度を見て判断すると。いずれにしても、否決されたら審査を申し立てるのかということを知っているんだから、いえ申し立てます、いや申し立てません、どちらかの返事。新聞記事では、再度県に審査を申し立てたいと書いてある。これは町長がしゃべっている。だから否決されたら、さらに審査を申し立てたいのかどうか、その結論を。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 ここでは控えたかったわけですが、議員の質問でありますので、私の気持ちとしては、否決をされたら再び審査を申し立てたいと思っております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても、この提案内容といい、新聞記事といい、町長こそ、議会に威迫、要するに脅しをかけている感じだよな。これはやっぱり議会としても、町長の態度によっては重大な決議をしなければならないときが来るかもわからない。

本当に町長、もう自分の金を戻したい、金銭欲、そんなことじゃなくって、礼節、本当に町長として、町のトップリーダーとして、町長自身の人間性、そういったものをもう1回自分自身で問うてみたらどうですか。これは普通じゃないよ。

終わります。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 先ほどの町長の答弁で、私の理解が間違ってるのだったら申し訳ないので、改めて聞かせていただきます。

要は29年だったかな、町長選挙のときの町長選挙の後の収支報告がよくなかったという、そのお友達から借りられたお金の金額のことを、収支報告には全然載ってなかったという意味で、我々ほとんどの議員が、それはあかんのじゃないかと。その説明を、納得のできる説明をしていただいたら、いつでも40じゃなくゼロに戻すというようなことは、もちろん町長の耳にも入っておったと思うんですが、それを不信任案が出て、出直し選挙があって、当選をしたから、もうその弁明はオーケーなんだと、いいんだというふうに僕、今、理解をしたんですけど、それは間違っていますか、合っていますか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 ある一定のけじめとして、申し上げました。

ただ、おっしゃるように、それらの疑惑、それぞれで、それぞれの時点で、議員発議による給与減額が実施されてまいりました。最終的には、このままですと、私が町長でいる以上はそのことの解消がされないわけでありますので、今回は、提案説明を申し上げていますように、20%6カ月の裁定ではありましたが、発議による給与減額については違法状態ということの判断でありますので、私は、過去のことでなくってこのことを解消する提案をさせてもらっているということでもあります。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ごめん、申し訳ない、ちょっと聞き取れなかったんですけど、何月議会やったか、ちょっとごめん、忘れましたが、要はベースに40%があって、今回的一部改正をする条例の中の4番目に書いてあることが、要は3カ月の1割を給料からいわゆる引くという案を、町長の方が出されました。それに対して、議員の方は、発議によって、それではちょっとまだまだ生ぬるいというようなことで、20%6カ月というようなことになったという部分で、そのときには町長は、40%は認めておられたように僕は思うんです。その上に、自分自ら1割3カ月というのを乗せられたというふうに理解しておりますので、その4割は、それが何で4割残っているかという意味においては、先ほども言いましたけど、収支報告が、町長選の収支報告がまともにされていないという思いで、ほとんどの議員がおります。だからそれを、出直し選挙で当選したからチャラにするというようなふうに私は取りましたので、それは間違っているんじゃないかというふうに思いますので、質問させていただきました。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 経過はそのとおりでありますし、議会の議決そのものが今も生きていくということでもあります。したがって、遡りますと、当選をさせていただいて、直近で、3月議会で、私も給与減額ゼロに戻す提案をさせていただきましたが否決でありました。そういう経過を踏まえて全部、一連の処分庁の意見書は、議会からも今回紛争処理機関に出されておりますし、私の審査申立ての中にも、そのことの審査、失礼しました。20%6カ月減額の審査決定ではありますが、発議による減額が違法状態であるということ解消するという今回の提案でありますので、私の今回の木村議員が追及されたりあるいはほかの議員が追及されている説明責任の追及の場ではないというふうに思っています。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。
丸山議員。

○丸山議員 今、町長、何名かの議員の皆さんが聞いておられますと、町長自らリセットしたという意味で聞こえると思うんですが、リセットして新たに選挙に出直しをされたのであれば、前の選挙のことは正直にやっぱり収支報告には載せてなかったけど、食べた弁当は食べた。その当時あった、鯛を持っているところの写真なんかもあるわけですよ。だからリセットして新たにあなたが選挙であがった、それはもう前のことやと言うのやったら、正直に認めるんだったらいいのではないかなと思うんですよ。

それと、今この県知事、知事判定は、あるところのうわさによりますと、1市3町の県会議員を通じて、ちょっとその辺の便宜を図っていったということも、声が入っております。この辺がどうなのかということもお願いしたいと思います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 説明責任については、もう、この場で提案に関して修正をお願いしたいということを申し上げておりますので、何度も申し上げているとおりであります。

それから、私以外でのそういう圧力等があったように、質問ではありますが、それは一切ございません。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第11 議案第38号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第38号 甲良町水防協議会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第38号 甲良町水防協議会条例の一部を改正する条例です。

まず、改正理由につきましては、令和2年度に甲良町の例規集を総合点検しました。その結果、ちょっと実態に合っていなかったことが分かりましたので、改正をするものであります。

甲良町水防協議会条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「助役」を「副町長」に改める。第8条中「土木主管課」を「総務課」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第12 議案第39号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 橋本事務局長 議案第39号 甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

- 山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 中川総務課長 議案第39号 甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

改正理由につきましては、地方税法等の一部改正により、押印が廃止されたことにより、改正を行うものであります。

甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

- 山田裕康議長 説明が終わりましので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

- 山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第13 議案第40号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 橋本事務局長 議案第40号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条

例。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第40号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

条例の改正理由といたしましては、令和2年4月に施行されました民法の改正、また、平成30年の国の標準条例の改正、及び、総務課にて先ほどありましたとおり例規の見直しによる文言訂正、及び法令の明示するものの修正でございます。

それでは、新旧対照を用いて説明させていただきたいと思いますので、改めて文の後ろの方をお願いいたします。

それでは、新旧対照表1ページをお願いいたします。第2条でございます。文言整理でございます。また、第4条、入居者の公募におきまして、文言整理、及び掲示及び広報以外でも公募ができる体制を追記するものでございます。

2ページ及び3ページをお願いいたします。第6条入居者の資格におきまして、文言整理と入居手続の簡素化のため、調査対象を納税に限定するものと、また、収入要件の緩和が障害程度が2級までとされていることから、障害認定基準を考慮いたしまして、統合性をするために3級までとなっていたものを2級に改めるものでございます。また、引用法律名の誤りを修正させていただいたことと、条件緩和対象者にDV被害者について追記をしたものでございます。

4ページをお願いいたします。第8条入居の申込み及び決定につきまして文言整理をさせていただいたことと、入居資格がない場合の決定取消しについて明示をさせていただいたものでございます。また、第9条入居者の選考について、本町の実情と合わすために、住宅の困窮度の判定基準を規則で定めることを基準として明記したものでございます。また、文言修正を行ったものでございます。

5ページをお願いいたします。第10条入居補欠者について、文言整理及び補欠者が入居できる場合につきまして、入居決定を取り消した場合についても、その分を明記するために追記したものでございます。また、第11条住宅入居の手続につきまして、入居決定者に対しまして入居可能日から14日以内に入居するよう、明渡し請求要件と統合を行うための修正を行ったも

のでございます。

6 ページをお願いいたします。第 1 1 条の 2 入居者等の異動につきまして、届出義務を規則から条例に、より厳格にするために追記を行ったものでございます。第 1 2 条入居の承継におきまして、承認の基準を明確に定めるため 2 項を新設いたしまして、承認についてより運用しやすくするものとしたものでございます。また、第 3 項につきましては、虚偽等の条件を満たさないことが事後に判明した場合の承認取消しを明示したものでございます。また、第 4 項につきましては、承認手続の一環として、請書の提出を入居の際と同様にすることを明示したものでございます。

7 ページをお願いいたします。第 1 3 条同居の承認におきまして、第 2 項を全面的に改正いたしまして、法の施行規則の基準を明示することで、より承認について運用しやすいものとするための改正でございます。また、第 3 項につきましては、虚偽等の条件を満たさないことが事後に判明した場合、承認取消しは当然できることを明示するためにさせていただいたものでございます。

8 ページをお願いいたします。第 1 4 条家賃の決定におきまして、国の標準条例の内容に準じまして、公営住宅法施行規則に定めるものにつきましての住宅の立地要件、規模、建設当時からの経過年数その他の事項に応じまして、近傍と同種の住宅の家賃以下で定めることができることを明示したものでございます。

9 ページをお願いいたします。第 1 5 条収入の申告等におきまして、国の標準条例に準じて、収入状況を照会することを明示したものでございます。また、第 1 6 条家賃の減免及び徴収猶予につきましては、文言整理のみでございます。第 1 7 条家賃の納付につきましても、文言整理及び、納付についての休日等の対応を行うための明示化をしたものでございます。

1 0 ページをお願いいたします。第 1 8 条督促、延滞金の徴収につきまして、督促条例の条文を引用するための明示をさせていただいたものでございます。第 1 9 条敷金につきまして文言整理、及び敷金を未履行の債務等の弁済に充てることができることが、民法の改正により新設されましたので、充當を行うことの選択権を町にあることを示すために明示したものでございます。

1 1 ページをお願いいたします。住宅の修繕費用の負担におきまして、文言整理と修繕範囲を規則で明文化することを定めたものでございます。また、2 2 条の入居者の費用負担義務につきましても、国の標準条例に基づき、修繕費用や必要経費について、明文化を行ったものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。2 3 条、2 5 条、2 8 条におきましては、

文言整理を行わせていただいたものでございます。また、31条の収入超過に対する家賃におきましては、施行令に基づきまして、基準収入を超えた鑑定方法を追記させていただいたものでございます。

13ページをお願いいたします。32条、34条、35条につきましては、文言整理でございます。第36条の収入状況報告の請求等につきましては、第14条で家賃の決定におきまして、認知症等の方の家賃決定について追記をしたことに伴う追記でございます。

14ページをお願いいたします。第37条につきましては、文言整理でございます。また、第41条住宅の検査につきまして、入居者の死亡等の特別な事情の場合の明渡しの届出、原状回復等の変更規定を追加したものでございます。また、第42条の住宅の明渡し請求におきましても、文言整理、また、本条例違反者に対しまして、明渡し請求が対象となることを明確にするために追記をしたものでございます。

15ページをお願いいたします。第43条の引用法律名の修正及び46条につきましては、文言修正でございます。

16ページをお願いいたします。第49条、50条におきまして、文言整理をさせていただき、第52条につきましては、引用法律名の修正を行わせていただいたものでございます。

17ページをお願いいたします。第54条の文言整理及び第55条の公営住宅監理員および公営住宅管理人におきまして、任命規定につきまして規定を変えさせていただいたものでございます。56条、58条におきましても文言整理でございます。

18ページをお願いいたします。付則におきまして文言整理を行いまして、第3条関係におきまして用途廃止を行った住宅を削除するための改正でございます。

附則といたしまして、施行期日 この条例は公布の日から施行するものです。

経過規定といたしまして、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の甲良町公営住宅管理条例の規定に基づいてされた許可、承認、指示、決定、その他の処分、または申請、届出、その他の手続は、この条例の相当規定に基づいてされた処分または手続とみなすということでございます。

長くなり大変申し訳ございませんけど、どうかよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 1つは改正の前提ですけども、もともと改良住宅は、事業に伴う入居資格等が書かれていますけども、補助金適化法との関係では、もう既に

用途変更ができる状態かどうか、それが1つです。

それと併せて、入居募集をしていく場合、限定的になってはいますが、改良住宅が公営住宅の性格を帯びるといように用途変更をする場合もあると思いますが、今回の改正はそれは含まれていない。既に、その条文の中には、そのことをうたっている内容もあるのかどうか、状況が分かりませんので説明をお願いしたいと思います。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、今回は公営住宅でございますので、この条例につきましては、公営住宅のみの条例改正、別々の法律に基づいて事業をさせていただいているということでございますので、今回公営住宅のみを対象としたものの条例改正でございます。また、次の条例におきまして、改良住宅をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第14 議案第41号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第41号 甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第41号 甲良町改良住宅の設置および

管理に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、住宅地区改良法に基づく改良住宅におきまして、公営住宅法を非常に準用する部分が多くございます。そういった中で、先ほどの公営住宅条例との調整を図ることと、入居者が入居しなかった場合というものが今後出てくることが想定されますので、新たな公募の方向、入居資格等の規定を現行条例に追加をさせていただくための改正でございます。こちらの方につきましても新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

すいません、1ページをお願いいたします。第1条趣旨につきまして文言整理を行わせていただいたことと、用語の定義がございませんでしたので、1条の2として追加をさせていただいたものでございます。

2ページをお願いいたします。第2条設置場所につきまして、設置場所と家賃に分かれていた別表を1つにまとめるために、条文の改正をさせていただいております。また、2条の2と3につきまして、入居者の公募の方法と公募の例外追記をさせていただいたものでございます。

3ページをお願いいたします。第3条入居者の資格につきまして、用語の定義を行ったことに伴う、改めを行っているものでございます。また、建設当初からの入居者が入居しなかった場合、公営住宅法の規定を準用しております。入居者を公募、決定する必要がある場合がございますので、その条項がなかったために条項を追加するものでございます。また、収入基準につきましては、公営住宅法に規定する金額より、非常に引き下げられていることとございますので、上限につきまして、15万8,000円を設定させていただいております。

4ページをお願いいたします。第3条の2におきまして、入居資格者の特例について、公営住宅と同様の規定を追加するものでございます。第4条につきましては、文言整理でございます。第5条入居の申込みについて、建設当初の入居と公募による今後の入居を区分けする必要がある場合がございますので、入居申込みを明記及び決定通知を明文化した改正でございます。

5ページをお願いいたします。第6条入居者の選定につきまして、文言修正及び建設当初からの入居者の明示を行うための表記を変えさせていただいております。また、6条の2といたしまして、改良住宅に居住しなかった場合等の入居の選定を追加させていただいております。建設当初からの入居者が入居しなかった場合、公営住宅法の規定を準用いたしまして、入居者を公募決定するための条項を追加させていただきました。

6ページをお願いいたします。第7条入居の手続につきまして、請書の提出について、公営住宅条例と同様の記載方法に修正をさせていただいたもの

でございます。また、第2項以降につきましても、公営住宅条例と同様の手続を明示するための追加をさせていただいたものでございます。第8条入居決定の取消しにつきまして、請書の提出後に入居可能日を指定することに改正するため、2号につきましては引き続き入居しなかった場合、3号については資格を満たさない場合、決定を取り消すことができることを規定したものでございます。

7ページをお願いいたします。8条の2入居者等の異動について、本町で譲渡を進めている関係上、その相手方となられる方の入居者、また、同居者に限られるため、異動を届け出る義務を、条例化させていただくものでございます。また、第9条入居の承継につきまして、公営住宅のみならず、改良住宅についても、入居者が死亡した場合や、当然相続人や同居人が、当然承継することはできないとされており、承継する場合の基準を明確化にするために追加をさせていただいたものでございます。また、基準を条例に明記いたしまして、承認についてより運用しやすいものとするための改正でございます。また、入居者が死亡した場合、当然、そういった承継に時間が要することがございますので、承継する場合の基準を明確に定めたものでございます。第3項につきましては、民法の改正におきまして、承継により入居者が変更された場合、連帯保証についての効力は承継されないとされているため、現在は承継の際の請書の提出が明確でなかったことから、承継手続に請書の提出をお願いすることを明示したものでございます。

8ページをお願いいたします。第10条家賃の額およびその収入につきまして、設置場所と、先ほどと同様に家賃で分かれていた表を1つにまとめさせていただいたことの改正でございます。また、第2項から4項を新設いたしまして、家賃の支払い方法等について明確化したものでございます。

9ページをお願いいたします。第11条につきまして、条文整理を行いまして、第11条の2を設けまして修繕費用の負担について明確化するための追記を行わせていただいたものでございます。第12条費用の負担につきましても文言整理、号の削除、また、公営住宅と同様の共同施設等の明示化を行ったものでございます。

10ページをお願いいたします。第13条入居者の保管義務につきまして、文言整理及び用途転用についての除外規定の追記を行わせていただいたものでございます。また、3項につきましては、改良住宅を転用または模様替えしたときに、入居者が自己の費用で原状回復を行うことと撤去することを明示したものでございます。4項につきましては、明渡し請求と調整を図りつつ、15日以上使用しない場合に、届出の義務を明示化させていただいたものでございます。

11ページをお願いいたします。第14条同居の承認につきまして、文言修正のほか、公営住宅と同様に規定を追加して虚偽等の承認取消しを追記させていただいたものでございます。また、第15条住宅返還届につきまして、明渡しの際の検査を明確に追記させていただいたことと、2項におきまして原状回復等の期限、また、3項につきまして、入居者の死亡等の特例のある場合の届出及び原状回復の期限について、例外を規定しているものでございます。

12ページをお願いいたします。第16条の住宅の明渡し請求につきまして、公営住宅と同一条件に設定するため文言を修正させていただいております。また、第17条及び19条におきましても、文言整理を行い、別表につきまして、第2条関係の設置場所と、第10条関係の家賃を分かれていたものを1つの表にまとめさせていただいたものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行する。

経過規定といたしまして、この条例は施行の際、現にこの条例による改正前の甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてされた、許可、承認、指示、決定、その他の処分は、申請届出その他の手続はこの条例の相当規定に基づいてされた処分または手続とみなすこととされております。

どうかよろしくをお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどは失礼しました。入居の資格のところでは変更がされるのが大変大きなところですが、資料に、資料6のところを私は見てるんですけども、入居者の資格のところでは、第3条の2が創設をされている。その前提になるのは、補助金適化法の関係ではもう既にクリアをしているというように見ているのかどうか、これが1つです。

そして、それに基づいて、用途変更を、町としては、改良住宅はこの範囲、つまり、地区改良事業、それから小集落改良事業の範囲を超えるその以外であるという申請がもう既にされていることが前提だというふうに思いますが、そのことはされているのかどうか、これが1つです。

それから4ページ、3条の2項のところでは、前項の規定にかかわらずというので、入居の資格の幅を引き続き改良地区に居住する者というように限定していたんですけども、それを枠を広げて町内に居住しというようにして、この2項がなくなったんですけども、それは以前から私も幅を広げることが必要だというのを提起させていただきました。そういうところで、前提になる部

分は、既に、どう言いますかね、総務省や関係機関にもう申請済み、手続済みだというように理解してよろしいのか。それが、1つです。よろしく願います。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません。大変申し訳ございません。少し質問の整理をさせていただきますと、適化法の関係と改良住宅の耐用年数の関係が適用できているのかということと、住宅につきまして新たに対象者の枠を広げた理由という、大きな2点の解釈でよろしいでしょうか。

○西澤議員 理由ではなくて、対象を広げたことを評価するんですけど、そういう方向に舵を切ったということでもいいんですねと。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません、ちょっと前課長に回答の方の協力を求めたいと思います。すみません。

○山田裕康議長 会計管理者。

○丸澤会計管理者 失礼します。耐用年限のことを議員がおっしゃっておられるのは、適正化法でいきますと、万が一譲渡処分等をした場合に補助金を返還する義務があるかというところをご興味があるところと承知をしたんですけども、改良住宅の場合、公営住宅も同様なんですけれども、それぞれの法律の運用方法について、通知が出ております。これで、例えば部材を売ったお金が例えば高く売れたとか、土地が高く売れたとか、申請による譲渡、ごめんなさい、国の許可、ごめんなさい、国の承認による譲渡処分でお金がたくさん入ったとか、これらの金額は、全て公営住宅改良住宅の管理費に充当すれば返還の義務がないというような通知が出ておりまして、これで適正化法の範囲であったとしても、特に補助金返還の義務はないということで、回答に代わりますか。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 つまり、補助金適化法の枠を既に町としては遵守する必要がなくなった状態というように見ていいのかという質問です。要約すれば。

それで、甲良町の場合、その手続、つまり関係機関は総務省だというように思いますけども、それも既に申請済みかというところですか。

○山田裕康議長 会計管理者。

○丸澤会計管理者 全てが今の通知の内容で適化法の範囲であったとしても、補助金の返還が必要ないというご理解をいただけるとありがたいです。適化法の範囲が、改良住宅ですと45年になると考えていますけれども、45年を経過していないですけれども、譲渡している物件が既に幾つかあります。これらについても、管理費に充てる場合は、適化法の理由、補助金返還には

当たらないという通知が出ておりますので、特に問題ないと思います。

総務省は、小集落地区改良法の方は確かに総務省も関係するんですけども、併せてその通知でクリアできていると考えております。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、国の関係機関に申請なり承認を求める必要はもうないということではないですかね。

○山田裕康議長 会計管理者。

○丸澤会計管理者 国の承認が必要な譲渡処分の場合は、旧建設省、国交省ですかね、それと総務省に文書が回覧されてご承認をいただきます。問題は、45年以内に用途を廃止する場合がときどきあります。これは物件が非常に老朽化している場合がほとんどですが、その用途廃止についても同様に、それで余剰金が出た場合は、管理費に充てなさいと。そうしたらお金を返さなくていいよという通知が出ておりますので、全ての場合において条件をクリアしているとお考えいただいても大丈夫だと思います。

○西澤議員 3回を超えましたけどよろしいでしょうか。

○山田裕康議長 もう1回だけ。

○西澤議員 質問の前提は、町としては、改良住宅の譲渡、払下げ、それと、それからそれ自体も辞退する、それから既にもう空き家が私の見た範囲でも何件かあります。そういうところを、2つの状況を並行して甲良町の状況としては進んでいく。そういう中での条例改正が必要になったというところで、見ているんですけど、それでいいですかね。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 大変申し訳ございませんでした。勉強不足で。そういった解釈で結構でございます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第41号は可決されました。

ここで、しばらく休憩します。11時10分まで。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、日程第15 議案第42号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第42号 甲良町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○西村産業課長 すいません、甲良町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例です。

甲良町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例は廃止する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

こちらにつきましては、昭和34年に制定されまして、事業は既に終了しておりますが、廃止の方はされておりました。昨年の例規の整備で分かりましたので、今回、廃止させていただくものでございます。

以上ですよろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第16 議案第43号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第43号 甲良町せせらぎサロン設置等に関する条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案43号 甲良町せせらぎサロン設置等に関する条例を廃止する条例について説明します。

これにつきましては、ライフサポートセンターほっと館におきまして現在サロン事業においては実施をされておるところでございます。

甲良町せせらぎサロン設置等に関する条例は廃止する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第17 議案第44号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第44号 甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第44号 甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例について説明申し上げます。

廃止の理由といたしましては、平成13年度末の地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に係る法律が失効したことに伴い、住宅資金等の貸付事業につきましては廃止となっております。そのため、現在は、住宅新築資金等の貸付けを行わず、貸付金の回収業務のみを行っている状況でありますため、目的、貸付金の利率、償還期間及び償還方法、期限前償還及び損害金の徴収、償還等の猶予または免除、財産の処分制限の規定のみの効力を有するような形にするため、条例を廃止し、経過措置の適用を行うものでございます。

それでは、本文の方をお願いいたします。

甲良町住宅資金等貸付条例は廃止する。

附則。

施行期日 この条例は公布の日から施行する。

経過措置 この条例による廃止前に甲良町住宅新築資金等貸付条例の規定による貸付けられた貸付金に対する第1条、第6条及び第12条から第14条までの規定の適用については、この条例の廃止後もなおその効力を有する。

どうかよろしくをお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協でも、この表現についての質疑が続きましたが、文章表現上の矛盾があるというふうに私は思います。

そこでお尋ねしたいのは、経過措置の2です。「この条例」とはどれを指しますか。それからその3行目にあります「この条例」と一緒でしょうか、それとも別の条例を指しますか。そして、もう一つは、「なおその効力」の「その」は何を指しますか、説明願いたいと思います。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 「この条例」というのは廃止条例のことを指しています。廃止条例におきまして、「その効力」というのが、先ほど申し上げました、貸付条例の元の方の、甲良町住宅新築資金等貸付条例というのが廃止の前にございます条例のことをごさいます、その条例の第1条の目的、第6条の貸付金の利率、第12条から第14条までの、先ほど申し上げた償還期間及

び償還方法とか、その辺りについての規定については、この条例により廃止をされてもその効力が残るという意味合いでございます。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、国語上の矛盾が生じるんです。

2のところの最初の「この条例による」というのは、「この条例」は廃止する条例ですよ。3行目の「この条例」、このまま読みますと、「廃止する条例の廃止後も」というようになってしまいます。ですから、廃止の条例そのものが廃止されてしまうことになります。ですから、これは表現上の間違いではないかというように思うんですけども、考え直してもらいたいというように思うんです。

それは、3行目の「この条例」のくだりは、「この条例が施行された後も」ということではないんですか。つまり、廃止する条例を指しているのであれば、廃止する条例が廃止された後もと、これ全く表現が間違ってしまう。意味が変わってしまいますので、これをそういうようにして考えられる、取られてしまうんです。ですから、全協でこの条例が廃止された後、効力を残すということ自体が、非常に理解しづらいというのが出てきたんです。

ですから、この条例によって廃止された後も、第1条、第6条、第12条から第14条までは効力を有しますよということにつながっていくんですけども、再考を求めたいと思うんです。

このままいきますと、3行目のこの条例の廃止後、「この条例」が2つ並んでいます。「この条例」の1行目のところは「この条例」、つまり今回新しく45号で提案される条例です。そうしますと、今答弁のあったとおりでいきますと、45号の条例の廃止後もと理解をしてしまいますし、そういう意味につながってしまいますので、先ほど言いましたように、正確に表現しようと思うと、「この条例が施行された後も」じゃないですか。つまり、廃止条例が施行された後も、1条、6条、12条から14条までは、効力を有しますよという表現ではないんですか。冷静に見ていただきたいなと思います。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 おっしゃっていただいている意味、理解させていただきました。「この」「この」という2つがございますので、非常に分かりにくいということが原因というのと、「その効力」という「その」というのが前の条例の中のことを指しておりますので、この条例により廃止後もその効力という意味合いで言っているという解釈でよろしいでしょうか。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 「その」は、1条、6条、12条から14条までを指すんですよ。

この条文は効力が続きますよと。つまり回収の業務が続きますので、そのことの規定が要綱で残す必要があるとかいうので議論が出た根拠になるんです。ですから、条例上で正確に表現しておこうと思うと、「その効力の」「その」は、1条、6条、12条から14条、これはそのままです。「その」までを、「この条例」というようにしてしまうと、全然意味がなくなってしまいます。ですから、「この条例の廃止後もなおその効力を有する」というこの表現のところは、「この条例が施行された後も」でしょう。そうですよね。

この条例の廃止を今度提案するわけですから、廃止条例が存続していきます。以前の条例も廃止になります。廃止されるけども、先ほどの条文、つまり第1条、6条、12条から14条は残るわけですから、効力を有していくわけですから、そういう表現にしていかなければ、正確に、条例はやっぱし誤解を生む表現は駄目なんですよね。「この」という「この条例」、2つ並んでいること自体が大変理解しづらくなりますので、「この条例」が、新しく制定される条例を指すのであれば、「この条例」の後の「の廃止後も」というのは全く意味がなくなってしまいます。この条例を否定してしまうことになると思いますので、これ急遽、変更の手続をしていただきたいと思いますが、町長や総務課長、それから企画監理課長さんが、全協のときに、廃止する条例の意味を説明いただきましたので、しばらく再検討する必要があるんじゃないんですか。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 「この条例」「この条例」というので表記の方の修正につきましてちょっと協議をさせていただきたいと思います。

○山田裕康議長 ほかに。岡田議員。

○岡田議員 私の方は、西澤議員と見解が違って、この条例は廃止すると、新条例が出るわけではないんですね。この文を読むと、この条例を廃止するけれども、廃止前に、要は貸付けの方だけがまだ残っているので、それを生かすために、廃止前に貸付けによって貸し付けられた貸付金に対する第1条、第6条及び第12条から14条までの規定の運用だけを、この条例の廃止後もなおその効力を有するということで、要は「この条例」というのは、今、廃止する条例の話をしていて、この廃止前の貸付けする部分だけがまだ事業として残っているので、それも要は意図しているのではないかなということ、多分、なぜこれを廃止するかというのは、大分整理の方もできてきて、今、弁護士との対応の中でやっておられるので、できたらできるだけ早く解決したいという意図もあって、できれば廃止自体は廃止するけれども、貸付業務もできるだけ対応の問題も早く整理して、最終的には、私としては、この条例は廃止になって、最後にその経過措置が残っているけども、最後に、

滞納問題が終結したときに、もう条例が廃止されてこの経過措置もなくなりましたという宣言をしてもらえれば、それで話は通じるかなと思うんですけど、そういう意図で考えておられるかどうかということも含めてお答えの方をお願いします。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 事業自体が廃止されておりますので、条例自体は廃止、事業の目的等のことがありますので廃止させていただきますけれども、債権の方につきましては、債権管理条例等で管理をしております。そういった流れで、条文だけを残すような改正をいたしますと、事業の方が継続しているような形の誤解がありますので、事業の方は終了させていただいて、債権の方を引き続き、前の法律の適用の効力のみを有効とする意味合いでしておりますので、ただ表現の方が「この条例」という指し方の誤解を得やすいというような思いが、西澤議員の方からございましたので、要はこの条例によって廃止されても、その効力が前のまま残りますよという意味合いで、これは上げさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 岡田議員の思い、よく分かるんです。そういう中身の意味や、それから役割等々を述べる必要がここではないんです。そういうことを述べなければならぬような条例の表現であってはならない。ですから、廃止条例を制定するに当たって、その廃止条例が施行された後も、この一条文、つまり、以前の権利義務の関係が残りますよってやつを、正確に条例上は残しておかねばならないというのが私の質問趣旨です。

ですから、岡田議員の言われる意味はよく分かります。事業は廃止をしていくわけですし、もう既に終わっているわけですから、その残務処理の点については、表現をきちっとして、今後引き継いでいくと。町としての責務を果たしていくということに変わりませんが、条例の条文上で誤解を生じるやつは、きちんと制定の段階で整理をしていく、修正をしていく必要があるというのを言っているんです。岡田議員の指摘はよく分かりますけども、私の言っているのはそうじゃないんです。条文上で誤解の与えられるような条文は残しておいたらいかんよということと言っているんです。

○山田裕康議長 会計管理者。

○丸澤会計管理者 すいません、ちょっと西澤議員のおっしゃる紛らわしいところをちょっと整理するために、ちょっと「この」を辞典で引いてみたんですけども、「この」は「当面している事柄や話に空間的に近いものを指す」と書いていますので、一番最初のこの条例に最も近いこれより先に出てきたものは、本甲良町住宅新築資金等貸付条例になると思います。ずらっと読ん

でいきますと、貸付けられた貸付金に対する第1条、第6条及び第12条から14条までの規定の適用については、この条例で、この場合の「この」に最も近いのは、甲良町住宅新築資金等貸付条例に当たります。ですから、日本語的には特に問題ないかなというふうには思いますが、西澤議員がおっしゃるのは「この条例」「この条例」では表現が紛らわしいという理解でよろしいですか。それに基づいて文章をちょっと再考します。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 再考をするならする、必要だというように思いますし、このままでいくというのであればそれでいくわけですけども、あいまい性を残してはならないというように思いますので、今、丸澤会計室長から言われたこともよく分かります。身近なところ、この条例、上の条例は、この1行、繰り返しますけど、1行目のところの「この条例」は廃止する条例ですよ。そして、「この条例」は、旧来の廃止される前の条例というようになりますので、「この条例」「この条例」が続いているので、これは誤解が生じないように訂正をしていく必要があるというふうに思います。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと今の、この間の議論ですが、町の方で一遍整理させてもらって、9日目に全員協議会が予定されてますので、そこでちょっと町の考え方を示させてもらおうと。いずれにしろ、この案件の採決は最終日ですので、そこで調整させてもらって、表現を変えるなら変える、このままいかせてもらわないかさせてもらうようなことで、調整させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 今の検討は分かるんです。ただ1つの案として、これは条例をつくる書式、そういったものに詳しい人に聞きたいんですが、今これ廃止する条例でもってある一部を残すということで非常にあいまいで分かりにくいという意見がありました。

私はいっそのこと、ここで残す第1条、第6条、第12条、第13条、第14条を残す改正をしたらどうか。すなわち、2条から5条は削る、6条から11条は削るという、そういう文言でもって、要らない条項は削るという改正。そういう方が非常に分かりやすいし、だから、今の新築貸付条例の一部を改正する条例として提案をする。それには、2条から5条、6条から11条を削るという内容にして、あとの部分は残しておけば、今いろいろ出ている疑問とかそういうようなものが取れるんじゃないのかというふうに思うので、その検討もできたらしてほしいというふうに思います。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今回の件はこの前の全員協議会でも2種類の方法があると。中身は一緒ですが、どの手法使うかということですので、今ご意見もいただきましたので、ちょっと全員協議会までに、それも含めて、どういう表現の方が分かりやすいかというようなことで、調整させてもらおうということをお願いしたいと思います。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第45号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第45号 甲良町子育て応援金支給条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○福原教育次長 議案第45号 甲良町子育て応援金支給条例を廃止する条例でございます。

理由の説明の前に、先日、全協の中で出産祝金のことが言われました。私は出産祝金につきましては、ほかの要綱、規則で制定されていると思うということで、また皆さんに提出するというふうに言いましたが、すいません、出産祝金につきましても、条例の施行規則でうたわれております。また、制定予定の要綱の中にも、出産祝金はうたわれておりますので、訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、廃止理由でございますが、以前から議員の方より、年齢であったり金額の引上げの提案がされております。現在のところ、年齢についても金額についても引上げは考えておりませんが、今後、そのようなことになることがあれば、スピーディーに対応したいという思いで、条例、また条例の施行規則を廃止して、新しい要綱を制定するというものでございます。

甲良町子育て応援金支給条例は廃止する。

附則 この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 基本的なところですけども、条例と規則及び要綱、これの違い、

そしてそれらの関係について、説明願いたいと思います。

2つ目は、要綱や規則は議会の議決が必要かどうか、これを回答ください。

それから3つ目に、要綱、規則については議会が提案し、決めることができるかどうか。これは決められないと思いますが、回答をお願いします。

それから4つ目は、よく見ますと、条例とそれから施行規則で、それぞれの金額などが規則で書かれています。つまり、回答にもよりますけども、規則で順次臨機応変に変更することができるんです。逆にあってはならないことでありますけども、支給要件が厳しくなったり、それから金額が引き下げられる場合も想定されます。議会と協議するというものの、様々な理由、口実で町民にとって不利な制度に変えられることもあり得るということについては否定できるかどうか。これは町長にお尋ねをしておきたいと思います。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 まず条例につきましては、議会の議決が要ります。規則、要綱につきましては、今議員が言われたように、議決は必要ありません。

また、順序的に言いますと、条例がありまして、次に規則、要綱となります。要綱、規則の議会での討論等のことも言われてると思いますが、それにつきましてはちょっと私の方では回答できませんが、金額等につきましては、規則の方で確かに変えることはできます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 条例主義というのは大原則だと思っています。それで行政と議会で政策議論をして、議決をいただいて施行すると。ただ、教育委員会サイドは、この条例をスピード化して、直ちに施策を施行するというスピード感を持って当たりたいということから、要綱主義に変えたいという提案を私は決裁しておりますので、今現在は、その中で改悪するとかいうことは紳士協定の中で議会にお諮りしないと、中身は変えられないということをお考えしておりますが、ルールから言うと、本来条例主義だというふうに思います。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 そういうご回答をいただくと、今回、条例の骨があります。それに伴って規則が書かれています。ですから条例そのものをなくしてしまう必要は全く感じないんですね。そして、甲良町の大事な課題であります、やはり子育て世代が移住し、そして定着をしてもらう上で、この子育て応援金の支給を豊かにする、充実させていくというのは、大変大事な課題です。ですから、その骨がある中で、規則によって膨らませていく、充実させていくということは十分考えられます。

改めてお尋ねしますが、町長、この条例そのものを廃止して要綱に変えていく。答弁があったように、要綱は、議会が決めることはできません。協議

はもちろんありますけども、採決権がないんです。そういうところから見ると、議会の採決権を外してしまうということになって、対等平等の、それこそ給与の問題でありませぬけども、二元代表制の均衡を崩していくことにもなりかねません。という点では、改めて私は条例の廃止は必要でないというように思いますが、町長は今回条例の廃止をしてスピード化と言いますが、規則で対応できることなんですけども、それはどういう見解を持っておられますか。改めてお尋ねをしておきます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 今回こういう形で提案をさせていただきました。原理原則はおっしゃったように、条例主義で物事が動く、二元代表の決定がされるということになりますので、委員会サイドの事務執行上、なるべく簡潔にスピード感を持ってやりたいという思いを尊重しましたので、こういう提案をさせていただきましたが、冒頭に申しましたように、本来は条例主義だというふうに思っています。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第46号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第46号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第46号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第1号)を説明いたします。

予算書の裏面をお願いします。歳入歳出それぞれ4,927万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億5,382万1,000円とするものであります。地方債の補正は第2表で説明いたします。

次のページの第1表をお願いします。歳入の部であります。1款町税、補正額845万6,000円の減、9款地方特例交付金845万6,000円の増、12款分担金及び負担金63万1,000円の増、14款国庫支出金3,737万円の増、18款繰入金765万9,000円の増、20款諸収

入1万1,000円の増、21款町債360万の増で、歳入合計が4,927万1,000円であります。

次のページをお願いします。次のページは歳出であります。2款総務費、補正額560万1,000円、3款民生費774万8,000円、4款衛生費2,403万4,000円、8款土木費1,027万円、10款教育費161万8,000円、歳出合計は歳入合計と同額であります。

次のページ、第2表の地方債補正であります。変更で公共事業等債で360万円増額で、補正後を1,250万円にするものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 まず歳入の8ページですけれども、教育費国庫補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業の補助金ですけれども、これ無線LAN、ルーターの設置等によるものかどうか、ICT教育の推進のための国の補助金かどうかです。それから、その下にあります繰入れの財政調整基金を取り崩して765万9,000円取り崩します。令和2年度の専決処分の中にも、これは積立てのところにありましたけれども、今回繰入れをして、つまり基金としては取り崩したわけですが、その後はお幾らに、金額としてなっているのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、8ページの上ですけれども、中ほど、道路整備の地元負担金、これはどこが負担をした部分でしょうか。

それから、もう一つは、11ページ。11ページの土木費ですが、不動産鑑定委託80万、それから、その下にあります用地取得費が200万あります。これはどれに何に関連をするものか、説明願いたいと思います。

以上です。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、8ページの422万4,000円でございます。この補助金につきましては、ICT支援員の補助金となります。予算計上時には、何十万しか国から下りてくるというのは聞いてなかったんですが、年度末に確定されたことによって、今回計上させてもらいました。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません。それでは8ページの、まず負担金といたしまして63万1,000円、道路整備費等負担金につきましては、これにつきましては、昨年度下之郷区さんの方で道路拡幅、側溝拡幅の工事を3カ年計画で実施しております。その2年度の工事の終了が3月末で終わったことに伴いまして精算を行い、今回、昨年度分の負担金を頂くということで、来

年度も発生する予定でございます。

また、11ページの不動産鑑定委託につきましては、14項の工事請負費の520万、町道新設改良費ということで、池寺地先及び金屋、失礼しました北落地先におきまして、道路の狭隘事業というので交差点を広げる事業が計画されております。国の方の補助金が内示が出たことに伴いまして、それに伴う用地買収に伴う不動産鑑定委託と、それに伴う用地取得と工事費でございます。

以上です。どうかよろしく願いいたします。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと今、計算するので、もうしばらくだけお待ちください。

○山田裕康議長 西澤議員。ちょっと答弁が、町長。

○野瀬町長 今回の補正は、3月以降必要最小限という緊急のものを上げさせてもらっておりまして、一般財源が不足する76万5,900円を、財政調整基金で一般財源として手当てをさせていただきました。

当初予算のときに申し上げていましたように、非常に予算編成で財政調整基金が枯渇しかけているということを申し上げましたが、前段、承認第4号の専決補正で、5,000万円を執行不用等々、財調に積まさせていただきましたので、その総額が回復しております。その数字は申し上げますので、こういう当初予算時点で非常に苦慮しているということではありますが、結果、執行不要であったり、あるいは専決で、特別交付税等の確定をしておりますので、少し財調も回復しているということでございます。具体数値は総務課長が申し上げます。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 すいませんでした。この765万9,000円後の数字であります。3億280万8,376円です。

(発言するものあり)

○中川総務課長 3億280万8,376円です。

(発言するものあり)

○中川総務課長 3億280万8,376円……。302,808,376です。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、先ほど専決の4号のときに聞きましたけれども、弁護士費用や、それから、テント村の跡地の計画の費用は、計上されているのを探しましたが分らないので、ちょっと説明をお願いいたします。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 テント村については、当初予算に上げていますので、今回の補正には入っておりません。

(発言するものあり)

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 弁護士費用も当初で分かっている分には当初予算に上げていますので、今回は触っておりません。今回の補正にはありません。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 委員会で尋ねようと思っていたんですけども、今、予算の関係でするので、町長及びそれから議会が弁護士委託をしました。その確定金額はもう既に出ていると思いますけれども、その金額はそれぞれ分かりますでしょうか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 清算は終わっていますが、ちょっと今資料がここにはないので、また委員会のときでも出させてもらってもよろしいですか。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 先ほど西澤議員からも質問がありましたが、11ページの土木費の中の委託料と公有財産購入費のところです。

まず、公有財産購入費、土地を200万見ている、その土地の面積と、そしてその200万の土地を購入するために、委託料80万の不動産鑑定士をこれだけかけるのか、その点、聞かせてください。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 こちらの方につきましては、現在あくまでも概算ということで見させていただいての池寺地区の方で100平米、北落地区の方の道路の方で100平米でございます。そういった中で、まだ単価の方が明確ではございませんので、平米当たり1万円で用地取得費については今見させていただいているというのが実情でございます。不動産鑑定につきましては、同様に40万円ずつを、同じ平米数ですので見させていただいているというのが、実情でございます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 これは課長に聞いてもどうかなと思うけど、100平米、平米1万円で100万円。その土地を買うのに鑑定士に、僅か100平米の土地を鑑定するのに40万もかける。2つ合わせて200平米の土地に80万の不動産鑑定士費用をつけるというのはこれは、投資効果からしてどうなの。あまりにも業者の言いなりというか、こんなことは、通常100平米、50平米、200平米ぐらいの土地は、町が今までのそこら辺あたりで買って来た、そういう過去の例とか、そういうことでもって、地主と折衝して、これだけ

の金額でお願いできませんかというそういう用地買収、僅かな土地のことに、私はこれだけの、言わば、不動産鑑定費用、その方にそれはもうけてもらうのはいいのだけど、大きな矛盾を感じますよ。100平米に100万円の買物をする。ほんま言うたら、その100万円も高い。ひよっとしたら80万ぐらいで済むかもわからん。そんな土地に40万、80万の鑑定費用というのは、私は非常に無駄だと思います。どうですか。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっていただいていることは、費用対効果としてよく理解できます。しかしながら、今回上げさせていただいているところでは今までちょっと家が建っていたところをちょうどくだかれるという案件でございまして、その辺りについてはやはり鑑定をしていただく必要がどうしてもあるということと、適正な価格かどうかということについて、やはり過去に鑑定をしていただくということのご意見をいただいた経過で今現在このような見方をさせていただいているということで、もし今後、過去の経費、そういったお話の中で、昔は宅地が1万円ということでありましたので、そういった価格の引用で運用がというようなお話でしたら、その辺りについては検討させていただきたいと思っております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても、私は、僅か200平米の土地の買収に、過去の実例、そういったものと、また、地主さんとの折衝でもって、極力安く購入できる方法を考えてほしいのと、それと、要らぬ不動産鑑定費用、この80万の費用は極力使わないことで、何とか努力をお願いしたいというところで、あと、まだ協議がありますので、最終日にこれは採決を取るんですが、いずれにしても、そういう投資対効果というか、そのことを十分考えて執行をお願いしたいと思います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 ご意見ありがとうございます。総務課が担当して土地整理を行っておりますので、過去の不動産鑑定の類傍というか、近接といいますか、ある程度エリアが近い場所についてはそれを引用させてもらうとか、一旦提案させていただく予算をお認めいただいて、担当課と協議をして、予算全額執行じゃなくて工夫をして執行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっている意味は非常に分かりましたので、執行については適正な金額ということで、ただ補助対象事業ということで、どうしても鑑定を入れないとできない場合の国庫補助がございまして、狭

隘事業としてこの事業につきましては400万円、補助金を頂く予定で補正をさせていただいておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第47号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第47号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、補正予算書の表紙裏面をご覧ください。令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)です。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億1,089万4,000円とするものでございます。こちらにつきましては、国保税の改正による補正でございます。

それでは、1ページの方で、説明させていただきます。第1表歳入歳出予算補正。歳入。1款国民健康保険税、補正額75万円の減、4款県支出金15万円、6款繰入金135万円。歳入合計。補正前の額8億1,014万4,000円、補正額75万円、合計8億1,089万4,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出。9款諸支出金、補正額75万円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 同意第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第3号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年6月4日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第3号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意をお願いすることでございます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、1名の方が任期満了となります。地方税法の定めによりまして、議会の同意をお願いするものであります。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字長寺270番地。

氏名 橋本和則氏。

生年月日 昭和25年1月4日。

橋本氏は、長らく滋賀県の土地開発公社の勤務実績がございまして、この業務に精通をされておりまして、適任であると考えます。3人のうち1名が任期満了でありますので、新たに橋本氏の選任をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第3号は同意されました。

次に、日程第22 発議第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第6号。

令和3年6月4日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二。

甲良町議会会議規則の一部を改正する規則（案）。

上記の議案を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 それでは、私の方から、甲良町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案説明を申し上げます。

会議規則の第2条、これは議員の会議への欠席の届出という条項なのですが、その条項中、「事故があった場合に」という文言があるんですが、その「事故」を具体的に、「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由」に改めるもの。そして、出産に関わることでございますが、もうこれも具体的に「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）」ということになるわけですが、「その前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」というふうに改めるもので、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる、そういうふうに改めるものです。

次に、第89条、これは押印の話でございますが、今までこういう請願者の住所なり氏名、それに押印を必要としていたんですが、今回の国の方の改正によりまして、署名というか、自筆で署名した部分については、判子は要らない、押印は要らない。ただし、ゴム印とか印刷とか代筆とか、そういうふうに本人以外の者が記名をした場合は押印が要するという、そのような改正でございます。

この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第6号は可決されました。

ここで、しばらく昼の休憩を行いたいと思います。13時30分からよろしくお願ひします。

(午後 0時10分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、日程第23 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば、簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

それでは、8番 木村議員の一般質問を許します。

8番 木村議員。

○木村議員 通告書どおりに一般質問をさせていただきます。

まず、一昨年のもう1年たってしまいましたけど、コロナコロナで日本中、あるいは世界中がコロナコロナの一色になってしまっていて、なかなか終息する見通しが立たない現状が憂えるところでございます。

そうしましたら、まず最初に、甲良町の食の3拠点ということで、去年あたりからかな、この食の3拠点という言葉があっちゃこっちゃで聞くように、あるいは見るようになりましたので、それについての質問をさせていただきたいと思います。

改めて3拠点を設立したときの経緯、どのような経緯で立ち上がったのかということをお尋ねしたいと思います。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 すいません、一応3拠点ということでございますので、順番に説明させていただきます。

まず、在土地区にあります藤堂高虎ふるさと館和の家でございます。こちらにつきましては、もともと地元では、戦国大名の藤堂高虎公の顕彰ということで、数十年以上前から顕彰会を立ち上げて、いろんなNHK大河ドラマ誘致等をはじめ、活動されてこられました。ところが活動拠点というものが、在土地区にはないということで、公民館や個人の住宅を借りていたという経過がございます。そこで、あとの2拠点も同じでございますが、国の地方創生の交付金、こちらを活用しまして、そういう拠点を整備する。また、もと

は総合戦略に掲げた目標をどういう視点で達成していくかというのが趣旨でございますが、それで、交付金を活用して拠点を整備させていただいたということで、その整備に当たりましては、地元の代表者等も検討委員会を立ち上げた中にはメンバーに入らせていただいて、拠点の運営に努めてきたと。現在運営につきましては、一般社団法人の藤堂高虎公顕彰会が運営を行っているところでございます。

2つ目の金屋地区のおだいどこ野幸というところにつきましては、金屋地区では、農事組合法人さんのファームかなやさんが、いろいろな6次産業化に取り組む中で、自分たちの厨房を持ちたいという思いが以前からあったということでございます。そこに、また地方創生の交付金の関係ですが、空き家、それから空いている公共施設、これをいかに活用して地方創生につなげていくかというものでございましては、金屋地区におきましては、個人の民家を寄附していただいたということで、ここをファームかなやさんが目指す、そういう食の拠点を整備していこうということで、整備してまいりました。

3点目の、長寺西地区のゆずのだいどこにつきましては、長寺西地区につきましては、ゆず農園ということでゆずを栽培し、収穫して、こちらは特に地元消費という形で栽培をされておりましたが、イノシシ、鹿等の被害に遭われてるということで、まずは獣害対策ができないかというところからの要望が始まりでした。ところがこの国の補助金で獣害対策の補助金はあるものの、ここは対象外と、被害地域が少ないということで、対象外ということで、一時保留になっていたというのが1点。それから、緑ヶ丘の小集会所、こちらが老朽化して、もう放置されていたという、そういう課題もございました。そこで、またこの地方創生として考える中で、このゆずを栽培して6次産業化ということで、広く地元以外にも販売していったり加工品を作ったりしていこうと、そしてまた、食事もしていただこうと。地元の皆さんの憩いの場を設けていこうということで、整備をしてきたという経緯でございます。それで現在に至っております。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 そうしましたらその次の2と関連するんですが、今産業課長が説明していただいた3つの拠点は、僕の記憶によりますと、いわゆる設立、あるいはオープンした日時が、月日が違ふと、年月日が違ふと思うんですけど、2に共通して、今補助金のことば言っておられ、説明して下さったんですけど、年月日が違ふかいなと思うんですけど、その点どうですやろ。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 すいません、和の家さんの方につきましては、29年の5月にオープンしました。ゆずのだいどこさんは、完成はしましたが、ちょっとまだ準備段階ということで、30年度だったかなと思うんですけど、ちょっと、オープンの時期が完成とはずれております。おだいどこさんは、ちょっとごめんなさい、今記録がございませんので、年度はあまり変わらないかと思えます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 地方創生のいわゆる応援資金ということなんですけど、3カ所とも同じような金額が出ておったんでしょうか。

○西村産業課長 整備の補助金でしょうか。

○木村議員 補助金と言われた部分やけど。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 運営に関する補助金としまして3つの各拠点、和の家、ゆずのだいどこ、野幸に対しまして、まちづくり総合補助金としまして、令和元年、令和2年におきましては、年間250万円をそれぞれ3拠点に同額を運営補助金として補助しているところです。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 はい、分かりました。そうしましたら、次3点目に移らせていただきたいと思えます。

今いわゆる運営の補助金のことを聞きましたけど、この3拠点とも、いわゆる改装費とかあるいは駐車場の改装とか設置とか、土地の購入とかの予算が要ったかと思うんですけど、もちろん議会の方にも報告があったように思うんですけど、改めて、もう1回教えていただけますか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 おのこの各整備に係ります総事業費を申し上げます。

和の家におきましては、4,184万円余り、4,184万円余りの整備費を予算として執行しております。野幸におきましては、7,049万円余り、7,049万円余り。最後のゆずのだいどこにつきましては5,870万円余り、5,870万円余り、おのこのそういった整備費の費用を公費として支出しているところです。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そこの今言ってくださった金額は、おのこのところで、もちろん建屋の改装とか、あるいはゆずのだいどこにしては、ごめんなさい、九條野地区も使えるようなことでの改修というふうを受

け取って、たくさんのお金がかかっているんだなということを改めて思わせていただきました。

そうしましたら、次に4番目なんですけど、ちょっとまた3拠点の、ここ数年の収支決算というのが分かれば、ちょっと教えていただきたいなと思うんですけど。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 この3拠点の運営主体は、和の家とゆずのだいどこ、この2カ所につきましては、一般社団法人が運営されております。野幸におかれましては農事組合法人が運営されております。昨年度のまちづくり総合補助金の監査におきまして、直近の決算書の提出を求めたところでありました。3団体ともその決算書の中身を確認させていただきましたところ、ちょっと数字はちょっと今、手持ちを持っておりませんけれども、いずれも黒字を計上されたといったことを確認しておるところです。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。今黒字であると、金額は別にして黒字であるということを聞きましたので、ちょっと安心させていただきました。

そうしますとその次の5番になるんですけど、和の家に関して、今、1番のときに、産業課長がいわゆる説明いただいたんですけれど、和の家に関して在士地区の方が、もちろん全員ではないし、数人の方の話、その話だけなんですけど、当初、あそこに高虎の資料館みたいなものを造るということで始まったんやみたいなことを言わはる人がありました。だから食堂形式の、今の和の家の形式の部分、もう一つ、何というのか真剣味が、僕から言わせたら真剣味がなかったんかいなというふうにも思いますけど、当初は、多分補助金ということがあったものやから、運営するにも大丈夫やったと思うんですけど、ここへ来て、ちょっと和の家の食堂の方が苦しくなってきたんやみたいな話を、その人はしゃべってはりましたので、5の質問をさせていただきました。

おのおの聞きたいと思います。今後3拠点への行政としての関わりはどう思っていますやろ。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 議員おっしゃっていただいておりますこの3拠点に限らず、コロナの影響を受けて、飲食店等々、なかなか厳しい状況にあるといったことはお聞きしておるところです。

また、このいずれの3拠点につきましても、地方創生関連事業として国の交付金を受け入れて支援してきたところがございます。この交付の要件としまして、自立性といったことが求められております。その定義としましては、

事業推進主体が自立していくことにより、将来的に交付金に頼らずに事業として継続していくことが可能となる事業であることといったようなことが、国の方で規定されているところがございます。このことから、事業主体が自立採算による経営を図れるよう、町としても今後支援してまいりたいというふうに考えております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 おっしゃられることは当然ながらのことをおっしゃってくださったんですけど、現実、先ほども言いましたけど、たくさんの人にお話を聞いたということではないんですけど、少数の方の意見としての和の家のことをちょっとしゃべっておられましたので聞いてみたんですけど、ただ、和の家に関しては、皆さんご存じのようにこんきくらぶというのが月1回出されております。あのこんきくらぶの中に和の家のコマーシャルが、ほんまに毎月のように載っておりました時期がありました。でも、どうも去年あたりからなくなっちゃったのかなというふうに思って、今日この頃はほとんど見ません。ということで、あのこんきくらぶに載ってたときにはお客さんもそこそこあったということを聞いているんです。だから、僕の希望としては、ずっと頑張ってるこんきくらぶも載せて、PRして、お客さん来ていただきたいというふうに思うんですけど、残念ながらそうではなさそうになってしまったらしいんです。今企画監理課長の答弁にあったように、この5番の説明は、その3拠点への行政の関わりとして、アドバイスをしたいと思っています。

これで1番目の質問は終わりたいと思います。

次に、2番目に移らせていただきたいと思っています。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 町有地についてお尋ねしたいと思います。

毎年のように、長寺と呉竹の区の町有地、残地のことを報告していただきっておるわけですけど、あとの11カ字のことはあまり聞いたことなかったし、実際に池寺、私は池寺ですけど、池寺においても、二、三あるんやろなというふうにしか思っていないので、改めて聞いておきたいと思いました。

これはざくっと聞いてしまって、私は後で、これちょっと聞き方が問題あるなど自分自身思いましたんですけど、更地というふうに私自身がかくってしまっただけですけど、更地のみでいいということでお尋ねしますが、答弁の答弁者にお任せしますので、よろしくお願いします。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今ほど議員も言われたとおり、呉竹、長寺については、決算時に、毎回整備状況を出させてもらっている状況であります。

昨年度から、普通財産として、総務課で一括管理をしていこうということで、そういう取組を始めたところではありますが、今言われたような実態としては、全体をまだ把握はできておりません。それでこの6月の補正で、それを整備する、パソコンの中にデータがあるんですけど、それに固定資産の3月末のデータを落として、まずは甲良町名義の土地の実態調査というか、それを始めて、それを把握しようかなという段階でありますので、個別に今どこの在所にどれだけというのは把握していない状態です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そしたらそれを待とうということにしたいと思います。

そこで、ちょっと西澤議員が、もう十数年になるかと思うんですけど、当初、長寺、呉竹で51筆の残地があるというようなことで裁判をされて、ここ数年前ですけど、17筆という数字が私の頭に残っておるんですけど、17筆ぐらいまで処分ができたようなことを把握しております。そのときに、あとまだこれから残っておる17筆、あるいは、他の今聞きました11カ字にでもあるというところ辺は、もし欲しいなという方があったときには、それを登記せなあかんのちゃうかなというふうに思いますので、そういう場合にはどうなるんかなという疑問がありましたので、お答え願えれば。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 現在、町の財産は今のところは、今までは公募をさせていただいて、幾つものについては公募をさせていただいて、抽選で所有者移転をさせたという実態があります。端数の土地は隣接地に払下げというので処理をさせてもらっておりましたが、ちょっと財務規則なりを調べると、本来なら、もうある一定の価格以上は、競り売りというか、入札というか、そういうふうにするのがルールやろというようなことをちょっと書かれていますので、近隣では彦根市辺りがそういう取組をしているということですので、町の方もそういう方向で、ちょっと考えたらどうかということで今ちょっと内部で検討しております。それで、実態としては、いっぺん彦根市のそういう要綱をもらってやっていこうかなというふうには考えている状態であります。状況であります。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 今の答弁を聞いていますと、私の勝手な把握をしてしまったんですけど、面積によっては別に登記までもええというその何というのかな、登記まがいとかいうか、そういうことで終わるのか、面積が多ければ登記をし直さなあかんのかということなのかなというふうに把握してしまったんですけど、それで間違いはないですか。

- 山田裕康議長 総務課長。
- 中川総務課長 ちょっと今申し上げたのは、相手さんに土地を売る場合です。それで、土地が大きいでも小そうでも、所有権移転は当然要りますので、その売買契約が成立して入金された段階で、名義は変えさせてもらうということです。
- 山田裕康議長 木村議員。
- 木村議員 今、名義は変えさせていただくというのはいいんですけど、その費用がかかりますよね。それはどう、いわゆる行政が持つということを言われるんですか。
- 山田裕康議長 総務課長。
- 中川総務課長 ちょっと今までの経緯ですと公共事業で土地を買う場合は、嘱託登記ということで所有権移転をさせてもらっています。相手さんにつきましては、登録免許税が当然かかりますので、それを負担させてもらうというような手法でやっております。
- 山田裕康議長 木村議員。
- 木村議員 しつこいんですけど、それは少額で済むというようなことですかね。
- 山田裕康議長 総務課長。
- 中川総務課長 登録免許税につきましては、土地の評価額で免許税が決まっていますので、どの土地ということが特定されますと、それに対して登録免許税が幾らというのが出ます。それは個人負担ですが、それを受けて、法務局に手続するのは甲良町長の嘱託で、いまのところできていますので、それは町が行っているというのが実態であります。
- 山田裕康議長 木村議員。
- 木村議員 ありがとうございます。そしたら、2番の方に、50坪以上ある土地は全町に何カ所ぐらいあるかということをお尋ねしたんですけど、1番に書いてある長寺、長寺はちょっとあかん、記憶にないな。呉竹と、よく通るんですけど307号沿いにある北落のところ、北落地先のところに大きな土地があるんですけど、2番の質問で、50坪というふうに書いたのは、まあ50坪あったら普通の建物が建てられるんじゃないかというようなことでの50坪というふうに明記しました。それは、町内でどれくらいありますか。
- 山田裕康議長 総務課長。
- 中川総務課長 それも含めて、土地の整理の状況把握をすると。把握ができた段階で、どこの在所にどれだけ土地が幾つあるかというのが分かります。呉竹、長寺については、毎年決算時に出させてもらっている図面と明細であります。
- 山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、一番気になっておった3番目の質問なんですけど、北落地先の土地、いわゆる旧の直売所が307号線にあります。ほとんど月に20回ぐらいは通っておるとこなんですけど、今また雑草が生える季節になってきました。多分あのままやったら誰かさんが除草に回られるのだと思うんですけど、ただ看板に、確かに町有地につき無断立入禁止か何かの看板が2カ所ぐらいに立っておったと思うんですけど、あのままではあまりよろしくないというふうに思いますので、どうされるのかというふうな質問をさせていただきたいと思います。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 この土地については、以前も議会の方で話がありまして、そのときは普通財産ですので、もし借りたいという人があったら貸していこうということで、当時の全員協議会でもお話しさせてもらっています。ただ貸す単価は、公正に適正単価でというふうにその当時決めた記憶がありますので、借りたいということでしたらすぐはそうではありますが、先ほども言いました土地の売買のルールをちょっと若干見直したいと思いますので、それが決まりましたら、そういうふうに対応していくかもわかりませんというような状態です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ちよくちよく後の別の部分で、場所で、ちよくちよく見るのに、売地、要は売地の看板が立っているところをちょこちょこ見ます。そういうところはもちろん売地なんやから、もしも興味があったら、それなりのいわゆる行動を取れば話になっていくのかと思うんですけど、ただ今の北落地先の部分は、町有地につき立入禁止としか書いてないので、今課長が答弁してくださった、いつか駐車場として借りたいというような話があったようにも記憶しておりますが、もともとあそこに古墳があったんやから、あれがちょっと気にはなっとるんですけど、あの古墳の一件はどうなったのか。それで、あるいは、近々と言うた方がええのかな、いわゆる売買の土地にしてもいいのかなということを、できるのかできんのかということをもう1回聞きたい。再度聞きたいと思います。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 一般論でありますけど、古墳がありますので、通常もしそれを売っても、そこに建物を建てようと思うと発掘調査なり、ものによっては、古墳を残していかなあかんというような当然条件が別の法律についてきますので、そういう条件の土地が売れるのかどうかというのが引っかかってくるのかなと。前回のときは、借りたいということでしたので、その土地を掘削するわけではないので、通常使うだけなら、文化財にも影響がないので、そ

ういう話があったかなと思います。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 やっぱりちょっと古墳ということでの問題はまだ残っておるようですが、ちょっと池寺のことに関しても言いますと、池寺は今ちょっと、いわゆる開発したいなという部分がありまして、そこに古墳があったんですよ。だからそれを調べていただいたらやっぱり調べてみな分からんというようなことで、簡単に言うと、ちょっとしたお金が要りますもんで、断念して、そのままになっているという部分があるんですけど、多分この北落の部分に関しましては、土地に関しましても、いわゆる古墳があるということの発掘調査か何かをして、幾らぐらいな金額がかかるのか知りませんが、それは終わったら、もうそれで何か別に売ってしまってもいいとか何とかという話にはなるんでしょうか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 基本的には、買われる方が試掘をするということですので、まず、そこに古墳を残せるかどうかと、試験的に掘ります。それも、買う方の負担が基本です。それを了解した上で、買主が手を挙げてくれるなら、当然、町の方が売買を検討していてもいいと思うんですが、なかなかそういう状況の人が現れるとはちょっと考えづらいとは思いますが。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 今の答弁を聞いてちょっとがっかりしたんですけど、要は行政サイドの方で試掘をしてしまうというようなことは考えないということなんですか。あくまでも、欲しいなと言われた方が、試掘をやってという部分で、その後いろんな手続があって、一般に使えるような土地になるということと言わはるんやと思うんやけど、行政の方では、試掘の段取りはしてない、できないということでしょうか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 いや町の計画として、それに何かを建てる、そこに何かを建てるということでしたら町の費用で当然発掘なりはせなあかんと思うんですけど、今のところ、そこにそういう計画がないですし、そこにわざわざ今お金をかけて、何かを造るという計画も今のところないので、今はそういう状態の土地であります。ただ、更地のまま借りたいということでしたら、あそここのところは可能ですし、もし古墳がありますということを表示して、分譲なり売買することは可能やとは思いますが、ただ手を挙げてくれるかどうかというのがありますし、それにつきましても、土地の売買するまずはルールを決めてからかなというふうに思います。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。でも、多分今のままやったら、先ほども言いましたように、町有地につき立入禁止という看板しか立っていませんものでね、そのままやったらもうほんまにぶっちゃけ話、私が死んでもそのままになっているような気がしますので、何とか一步でも動けるような体制を講じてもらいたいというふうに思います。これは要望になってしまいます。

次に、4番目なんですけど、呉竹の方にもいわゆる土地があったと。毎年の呉竹、長寺の町有地についての報告がありますので、改めてこの呉竹の地区のやつも聞いてみたいと思いますし、今朝、事業計画書というものが机の上に置いておいてくださいました。その中で、1ページ目の上から2つ目の町有地の整備、呉竹地先町有地整備工事というふうに出ていますので、1,950万ですか、というふうになっていますんやけど、これも併せて、呉竹の大きな土地はどうするのかということを知りたいと思います。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほども言いましたが、以前に公募をして、公募がなかったと、応募がなかったというような土地が幾つかあります。その中で、その後分けてほしいというような話の人が出てきましたので、それについては、その土地については、今売買をする方向で進めていますし、基本的にはもう単価は、土地の評価額でやっていこうかなというふうに考えています。

それで、今後、今年度から、土地の売買に関しては、先ほど言いましたように、今までのやり方が若干財務規則に抵触する場合がありますおそれがありますので、できたら、入札っぽい、競り売りかな、そういう方向、彦根がやっているようなことを勉強して、そっちの方向でやっていきたいとは思っています。

この表に上がっておりますこの2つ目ですが、これは先ほども西澤議員からありました、通称テント村というところでありまして、四、五年前から、この土地の扱いについて幾つか協議をして進んでなかったというようなことがありますして、昨年ちょうど6月議会終わったぐらいに、これをどうかしてほしいというある議員さんの方から話があったので、当時、関係議員さんに集まってもらって、公園化にしていくと。当初の計画のとおり公園化にしていくので、そこに廃材なり要らんものがあったんですけど、それを地権者としゃべって撤去してもらおうと、合意が取れたら公園を造るというふうに、去年決めさせてもらいました。その後、町長と関係者のところに行って、一旦は20年、30年ちょっと放置してましたので、町として謝罪をさせていただいて、今後の整備計画、公園として整備させてもらおうというような約束をさせてもらって、それで関係者の協力の下、取りあえず更地というか、すかっときれいにさせてもらいました。今年度予算でこれを見ているので、

大体この時期ぐらいに、そこの整備をしていこうかなというような表であります。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 私の勘違いがあったかなと思いながら、今答弁を聞いていますと、いわゆる、僕が言っていた呉竹に、今は田んぼ、田んぼというか、雑草地の部分と、今言われたテント村の部分のことを、今答弁して下さったんでしょうか。この1,950万というのはテント村の方のことだけなのか、ペットボトルの、何ていうのかな、社協がやってはる、あそこの横のことを僕は言うてるんやけど。これは両方ともあったということか、僕ちょっと勘違いがあって。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 この表につきましては、東川原の方の土地のことです。

○木村議員 ああそうですか。

○中川総務課長 最初に幾つか公募と言わせてもらったのは、集落の中に一角として残っていて、この土地どうですかと公募させてもらったんですが、その当時はなかったの、その後、経過を経て分けてほしいんやと言う人が現れたので、その人に渡す土地が5つほどあると。

それで今議員が言われた、田中鉄工さんの跡地については、これも議員さんの方から要望がありましたので、この処理について、まず今までは、甲良町名義で地目が農地でした。そのことが違法状態ではなかったのかということで、にっちもさっちもいかんかったんですが、それをどうかしようということで、町の農業委員会の方としゃべらせてもらって、土地の購入した経緯からいくと、当然事業用地だろうということで、本来なら農地ではないはずやというような整理ができるんじゃないかということで、もしそれで整理をするなら、農業委員会が把握している農業委員会の台帳から農地として削除してくださいというような話が整いましたので、町の農地台帳からは外れると。それで、実態は農地ではないと。ただ登記の地目が農地であるので、まずはそれを農地以外に雑種地なりに変えようということで、その手続に入る予定はしております。

その農地以外に地目変更ができれば、当然、町民の人に売買をしていきたいなど。ただ、今言わせてもらったのが、それは公募ではなく、できれば、入札みたいなイメージで、土地の評価額を決めて、イメージですが、最低価格ぐらいにさせてもらって、あとはもう札を入れてもらって、高いところにとというようなイメージをしていますので、そういう方向でいけないかなというようなことです。

まずは、そういう方向が出てますので、地目変更やらをするのに司法書士さんに依頼する部分やらがあるので、まずは契約をして、そういう作業に入っていきたいなというようなことで、今契約の詰めをしているような段階です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 よく分かりました。あそこの部分は、僕の記憶によりますと、どういうことか、3枚、さっき言いました社協がやっておられるペットボトルの粉砕ではないな、要は回収をしておられるところから南側へ、山甚さんの家があると思うんですけど、その間に3枚あったように思うのですが、その1枚が今言っている地目がまだ田んぼと。今変えつつあるという話なんだけど、真ん中のところを、この間もちょっと久しぶりに通りましたら、埋立てしておられますよね。だから、今の話で地目が変わって、公募するというようなことになった、入札するというようなことになったとしたら、方向で話が進んでいく。もう何年かしたら、あそこはもう町有地でなくなってしまうであろうというふうに、願望も入れてですけど、そういうふうに思います。ありがとうございました。

そうしましたら次、3枚目の西が丘のことでお尋ねしたいと思います。

この項目は、企画監理課長に答弁をいただくということで、1の質問のときにも、企画監理課長の答弁をいただきましたんですけど、改めて、新しい企画監理の課長さんなので、もう一つ、西が丘の産業集積に関しては、もうひとつ勉強中であるんじゃないかというふうにも思いますし、私自身も改めて勉強していきたいということの質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目に、大林が、もう六、七年になろうかと思うんですけど、大林から土地を寄贈されたときは、どういう意味を持って、大林さんが町に寄贈しますという話になったのかなということから始めたいと思います。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 この土地の寄附の経緯でございます。平成26年3月に、町から、株式会社大林組へ土地の寄附依頼書が、まず提出されました。その次に、同じく平成26年6月に、今度は大林組から町へ寄附の応諾書が提出されたといったような経過を踏まえ、最終、その翌月、平成26年の7月に、当該土地の所有権移転、登記上の所有権移転がなされたといったような経緯になっております。

また、理由についてなんですけれども、大林組から提出された寄附応諾書に寄附条件がつつらとございます。例えば、一括で寄附するよといったことであるとか、現状有姿、現状のままで寄附するよといったこと、また筆界を明示しない、要は境界を現地で明示をすることはしないよといったような

ことであるとか条件が幾つか付された中での寄附になっておるんですけども、それを読み返す中では、こういった理由で寄附するよといったような理由までの明示はなかったといったようなところがございます。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。多分、課長もだし、あとの課長さん、管理職関係の方々も、もしもご存じであったならば聞きたいなというふうに思うんですけど、またこの後でも結構ですさかいに、大林から、大林が何で町に土地を寄贈してくれはったのかということ、もしも、今企画監理課長がおっしゃった、理由の部分で何か分かっておられる方があったら、また後で教えてほしいというふうに思います。分かりました。

そしたら次、2番目の方で、4月28日の全協のときに、応募要領を再度説明ということでされたんですけど、あのときには、かなりハードルが高いというふうなことをおっしゃいました。それに関しては、突っ込んだ質問もなかった、私もしませんでしたんですけど、具体的にどんなハードルが高いというふうに思っておられるのか、また、先日の1日の日の全協でも、ちょっと課長の方から説明されたんですけど、改めてハードルが高いというふうに思っておられる部分はどんなものかということを知りたいと思います。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 問合せのありました企業からは、応募資格がございます、仲介業者については進出企業との連名で申請をすることである点や、あと一級建築士事務所での登録が必要であるといったような要件等がございます。そういった要件がなかなか厳しくて、申請までちょっとたどり着けないなといったようなお声を聞いておまして、そういったことが、やはり困難なハードル、高いハードルといったようなふうに捉えております。

先日もご説明させていただきましたけれども、他の自治体の募集条件に、どうなっているのかなといったようなところ辺を参考にしながら、県の企業立地推進室のご意見、アドバイスをいただきながら、この要領の見直しを今後図っていきたいと思いますし、その点につきましては、また全協なり、そういった場でのご説明をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そのように、やっぱり、たしか私は昨年12月の議会の際に、もっとフランクに、欲しい、開発したいという業者はあるはずやということで、もっと簡単にできんものかというような、はしょって言ってますけど、そういうような質問をしたことがあったんです。ま

た、あの土地はもう無償でやるから、誰か手を挙げよというようなことを聞きたいということで質問したんですけど、でもそのときには、あの土地はもちろん無償ですという答弁はあったんです。

先日も、産業集積地の募集要領を改めて読ましていただいたときに、やはりこれは、今課長が答弁されたような、いわゆるハードルというのが改めて分かったわけですけど、そんなのもう取っ払ってみたいなことを私は勝手に思っと思ったような気がするんですけど、今課長の答弁どおりに、他町のそういう誘致のことを勉強していただいて、なるだけ簡単なように話が進むという方向でやってもらいたいということを希望して、この2番は終わりたいと思います。

次に3番なんですけど、それに伴ってなかなか話が決まらないもので、6年、7年たってしまっていて、その間に僕の記憶によりますと、二、三度業者が入ってもらって、除草作業というのをやってくださったように思っておるんですが、それからまた何年かたってしまっていて、ほんまに今、雑草がどんどん生える時期になってきましたのでね、今年か来年かちょっと分かりませんが、また、そこに除草の計画をされるのかなというふうになんか危惧したものですから、3番目の質問に移らせてもらっています。よろしくどうぞ。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 当初予算におきまして、約50万円弱の除草委託費を予算措置いただいているところでございます。訪問の希望等がございましたら、その時期や場所なりを考慮いたしまして、必要に応じて除草作業といったものを検討させていただきたいと思っております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 その12月のときにもこの除草作業のことで質問をさせていただいたことがあるんですけど、除草というても、何回か除草作業をしてくださったんですけど、全部してくださったのか、半分ぐらいをしてくださったのか、3分の1なのか4分の1なのかちょっと把握ができてないんですけど、要は逆に言うてみたら、企業の誘致が決まれば決まるほどそんな除草の費用なんか考えなくてもええということになるわけなんです。

だからそういう意味において、いっそのこと除草除草と何回もしているぐらいやったら、ちょっとあの場所で、何か2階か3階かの建物を立ち上げて、応募者がいわゆる、見てみたいというお客さんがおったならば、そこへ案内して、上から眺めていただくというような部分で、そんなんを除草除草と言うてないで、そういうような建屋を建てた方がいいんじゃないかというようなことを質問したように思うんですけど、そんなことはお考えがあるかないか、ちょっともう一度聞いてみたいと思います。除草作業はせなあかんのや

けど、もったいないという部分がありますので、ひとつよろしくお願ひします。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 私も過去にそういったお話があったことまでちょっと存じておりませんし、今、その建屋を造ってそこから眺めて見れるようなところという話をお聞きまして、ちょっと造る、造らないというのをここで即答させていただけるだけの材料がないんですが、ただ無料でできることではないので、一定費用が発生することもございますので、そういった予算的な措置であるとかといったことを含めて、ご相談をさせていただきながら、これはどうしても要るよというようなことが、議会側も、それから行政側も必要性が高まってきたときには、またご相談させていただけたらなというふうに思います。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、次に、4番目なんですけど、その進入道路という部分で、課長が甲良に来てくださったときに、西明寺さんとお会いできましたかというようなことを質問したことがあるんですが、進入道路というのは今、307号から入る1本しか取りあえずはないということになっています。でも、その進入道路を今は入っていけるんですけど、もし企業誘致なり何なりができたときには、進入道路も拡幅をして、というような考え方が出てくるんですが、別のルートで、池寺のお墓のところから産業道路と言われるそっちの道なんですけど、そこへ出てくるというルートも考えられんことはないということなんですよ。それを聞いておられるかどうか。もう残念なことに、前企画監理課長さんがお辞めになられたので、そこまでの話が多分できてないと思うんですけど、申合せか何かで聞いておられますか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 前課長からの引継ぎの中では、個別に今おっしゃっていただいたお話を聞いたことがございませんでした。ただ、この企業誘致の件で、いろんな資料等でありますとか、過去の議会答弁録を私なりに見させていただく中では、令和2年の12月議会で議員からご質問いただいたように記載がございまして、池寺墓地公園の既存道路の改良についてといったようなことでご質問をいただき、当時の企画監理課長が「307号からの出入口を進めてまいりたいと思っております」といったようなことの答弁をしたといったような記載を、私の中では確認させていただいたところですよ。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 そのとおりだったんです。でもその西明寺さん関連の進入道路に

こだわる必要はないんじゃないかということを書いたかったものやから、そういう質問をさせていただきました。それで文書上に、今の企画監理課長の方に申し送りといったら申し送りなんですけど、それがあったということは、分かりましたので、進入道路は1カ所ではないですよ。あるいは、万が一出来上がったときには、もっと別の進入道路が造れんわけではないしというふうに思いますので、それはあまり307号からの進入道路にこだわる必要はないんじゃないかということを書いて、この質問を終わりたいと思います。

それともう一つ最後に、この通告書には載ってなかったんですけど、ということはいわゆる通告書を出した後に新聞記事に載ったので、申し訳ないけど、もしも答えていただけるならばお願いしたいというふうに思います。

それは、メガソーラーの話なんです。多分26年にいただいたということで、27年、28年ぐらいのときに、当時の嘉田知事さん、前知事なのかな、前知事さんが、メガソーラーで太陽光のメガソーラーのことを県内でも云々というようなことを言われたように思っています。そのときに、町にもメガソーラーという話があるんやけど、西が丘の団地、工業団地にはメガソーラーのことは考えられないのかというふうに質問したことがございます。そのときの答弁として覚えておるのが、向きが悪いんだと、あの丘の向きが悪いんだということで、もうそれ以上の話はなかったように思います。

今、この間の新聞記事によりますと、2030年度には、いわゆる太陽光を倍増するというような記事が載ってましたので、改めて、どっちにしろ、いわゆる、あそこに企業が来るということは、土地を開いてほぼ平らになるというようなことを思いますので、そしたら、メガソーラーはもう出来んことないんじゃないかというふうに思いましたので、そんなことを思っておられるかどうかということを書いて聞きたいと思うんです。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 これまで接触があった企業さんとお話しさせていただく中では、あそこをメガソーラーにといったような具体の話は伺ったことがございません。ですので、町としてのスタンスも定まっておられませんし、私個人としても意見を述べるだけの材料がございません。

ただ、聞いておりますと、最近の一般論としてでございますけれども、電力会社の買取価格がかなり下がってきておるといった中で、メガソーラーの支出というのがかなり鈍化しておるといったような状況があるのかなと。また、進出している企業の中では、一部、防災とか景観、あと、土砂崩れといったような環境問題で地元住民とのトラブルも起きているやに聞いているところもありますので、もしそういったお話があったときには、必要性である

とか、そういった地元住民さんへの影響であるとかいったようなことを踏まえながら、考えていく必要があるのかなというふうには考えておるところです。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 おっしゃることは分かるんですけど、メガソーラーをしたいというような企業、企業というのはあまり考えられないんですけど、僕が言いたかったのは、町として行政としてはできないんかいなというふうな疑問なんですよ。だからこれはちょっと行政ではできないんですと言われたら、そういうような開発業者を選定して、その業者にやっていただかないといけないということになるかと思うんです。

これは改めて聞きますけど、行政ではできないという、太陽光のメガソーラーの話は、行政としてはできないという理解でよろしいですか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 あそこで実際やるかといったような費用対効果であるとかいったようなことを、全くデータがない中で、やるかやらないかということ、私がこの場で発言する材料がちょっとなさ過ぎるかなと。ただ、行政として、ソーラー発電をやるかということ、他の市町村でも庁舎の屋根であるとか学校の屋根とかいったようなところでやっているところはあるのはあるので、手続論としてできるかできないかという意味で言えば、できなくはないかと思えます。ただ甲良町がやるかやらないか、かつ甲良町があそこのあの場でやるのかやらないかとか、そういったことについては、今後、今ほど申し上げた、買取価格が下がっていることであるとか、一定のもろもろの諸条件を考えながら、検討していく必要があるのかなと思えます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そしたらこの質問は終わって、次に行かせていただきたいと思います。

防災センターのことについてお尋ねしたいと思います。防災センターが、今年度の当初予算で1,000万の設計ということでの否決が、修正案で否決されたというふうになってあるんですが、これ補正予算か何か組んで、一刻も早く進めていただきたいと思いますけど、今回の議会の補正予算にもちょっと載ってなかったんですけど、今後どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 3月に否決というか、修正案が出されまして、そのときに、まず、もう少し考え方を整理したらどうやというふうなご意見が出たというふうに私も受け止めてますので、まず、防災センターと言われていますが、

町のは一応危機管理センターというようなことを考えるということなので、その危機管理センターにどういう機能が要るのかというようなことをちょっと1つずつ固めていこうかなということを考えております。それで、先般うちの担当、私と町長はもう一般的に日野町型、竜王型と言いますが、両方は見ていますが、ちょっと担当の方に日野町の視察に行ってもらって、その後、町長と協議して、1つずつですが、固めています。

まず、1階にはやっぱ倉庫系を置こうかなということで、備蓄倉庫なり水防倉庫なり防災倉庫関係を整備しようかなというふうにして考えてます。2階部分は会議室で、そこで災害対策本部なり関係機関等の会議室なり待合室が要るだろうと。3階部分、日野町は2階ですが、甲良町は3階部分に文書整理の部屋が要るのではないかなということで、3階建てを基本に考えようかというふうに、今のところ思っております。屋上には太陽光の関係を整備して、安くつくように、鉄骨造りでやったら前回の半値ぐらいにはなるのではないかなというような、こういう方針でいこうかというところまでは、視察に行ったら町長に報告して、その辺までは決裁を取っております。

あとは、仮にこういう構想でいくのやったら、どういう財源があるのかなというようなことで、これをやるにはどういう補助金があるかというのを、ちょっと今後県なりに行ったら調べようかなというような、今の状況であります。基本的には、ある程度しっかりしたものじゃなくて、ある程度議会さんと協議できるような考え方が整理できたら、一遍町はこういうことを考えているんやというようなことをまず説明させてもらおうかなというようなことがあります。

それで、予算については、もう基本的にちょっと今までの議論を聞いていると、町はもう庁舎の併設型やと、議会さんはむこうやということで、もう考え方が真っ向から違いますので、その辺の考え方が整理できてから、予算計上させてもらって、設計なり入っていくのがええのかなというふうには思っていますので、いきなり今補正予算云々とかは考えておりません。一応そういう考え方で、進めようかなとは思っています。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そしたら、ちょっと今も出ましたけど、日野の防災センターのことが、以前からの防災センターの参考例として聞かせていただいたように思います。ということで、日野のように防災センターがなるという話が進むと思っておるんですけど、以前にあった建設委員会だったと思うんですけど、建設委員会というのを組織するという思いがありますか。あるか、話を前に進めるには、一番必要だというふうに思いますが、どうです。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 前回建設委員会という組織があったと思います。それで今も言いましたように、まずたたき台みたいなのを整理して、議会さんと協議をしていくと。当然方向性が見えて、建てる位置なりが決まったら、当然そっち向いて走りますので、その段階で、昔の建設委員会というのを設けるのがええのか、また違う協議をする場がええのか、何らかの形で住民さんの意見を聞きながらやっていくのがええかなというふうには考えております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら3番目に移らせていただきたいと思います。

ご存じのように庁舎前玄関東側の耐震ゼロの倉庫なんですけど、いまだにまだあります。除却する計画があるのか、あるいは跡地の有効利用は、以前から、また別の建物が云々というような話もあったように思いますが、あそここの場所は絶対に甲良町の役場ということから考えますと、あそこは絶対に駐車場にするべきだと、来客用の駐車場にするべきだというふうに思っておりますが、あの除却はどうされるか、お聞きしたいと思います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 倉庫の除却、それから跡地の話ですが、公共施設、ちょっと防災センターそのものが歩みが遅れているというのは、全国的な公共施設の耐震化を先にプランを立てるようということで、個別施設計画というのを、2年度に策定をいたしました。この関係で中断をしてきたということは、3月の阪東議員の一般質問にお答えしたとおりでございます。

そこで、ブロック造の建物除却ですが、1番の質問で総務課長がお答えしましたように、どういう構想で防災危機管理センターと行政は言っていますが、方向性を見いだすかということが先決で、それが決まってから、除却の段取りに移れるのであろうという順番を描いておりますので、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。分かりました。

そうしましたら次に4番になるんですけど、国からの補助が率の高いときにももちろん申し込んで、というふうにするのが一番だと思いますし、去年でしたっけ、いわゆるその国からの施策が終わったようなことを聞いております。また、新年度になって、新しい補助、同じような7割ぐらゐの補助があるような施策があるということを聞いておりましたので、それを利用するには、やっぱり早いことやらなあかんという思いもありますし、近未来に、この本庁舎ももう年月が数十年、もう40年ぐらゐになるのかな、経つという

ことで、それもまた、豊郷庁舎じゃないですけど、建て替えということを考えていかなあかんとときには、今、計画に載るであろう危機管理センターを利用して、本庁舎も改築する、建て替えるというような話になるのが一番いいんじゃないかと思っておりますので、この4の質問に対して、お答え願います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 役場庁舎は、昭和44年に建築がされました。平成30年に外壁改修工事が施行されました。平成17年度に庁舎の耐震診断調査業務が行われております。縦横の両方の揺れの耐震診断でありまして、揺れ戻しも含めでの強度が大きいと。PC橋梁造りだということでありまして。目標の耐震性能を充足することができるという診断結果で、具体は震度7に耐えられる基準をクリアしているということの結果でありました。とはいえ、議員がおっしゃったように、44年建築からすると52年を経過しようというふうにしてますので、今、国の基準では長寿命化、甲良町の個別施設計画をどういう順番でやるんやということがチェックをされるようになっておりますので、取りあえずは、令和3年度から7年度までが「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」という新たな計画期間が設置をされましたので、防災危機管理センターは、取りあえず防災危機管理センターの構想計画を前へ進めていきたいと思っております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。分かりました。そうしましたら、この題目に、防災センターと防災道の駅、先日の議会で、全協やったか、出ました防災道の駅という文言が新たに出てきたんですけれど、防災道の駅のことを云々聞くよりも先に、こっちの、私は防災センターと言ってしまっているんですけど、危機管理センターの方が解決しなければ、その次の防災道の駅の話はしてもしやあないやろというふうに思いましたので、この防災道の駅に関しては、今後の一般質問でまた取り上げさせていただきたいと思っておりますので、今回はやめたいと思っております。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 防災道の駅については、防災危機管理センターと分けて事業が推進されるものでありまして、国土交通省では、防災道の駅に防災ステーションを造るという、近畿一円で優先順位の高い候補地選定を今されているようでありまして、したがって、国費もつくようでありまして、道の駅の防災機能というのは、同時進行というよりも別のことで、また改めて、産業課長から資料を出しながら相談させていただきたいというふうに思います。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そしたら、別ということで、また別に

進んでいったらいいなというように思いましたので、また、説明をしていただける機会が早く訪れることを祈っております。

そうしましたら、最後の質問にいかさせていただきたいと思います。

小学校の教育行政についてということで、お尋ねしたいと思います。まず、小学校の高学年の英語の教科化が進んでいるというふうに思っていますけど、どんな様子か。また、新しい学問には乗り遅れないようにしてくださいというようなことを、以前の質問に言わせてもらったことがあるんですけど、今はどのような状況かお願いできますか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 現在、小学校英語の専科教員というのがおありまして、5年生、6年生を中心に、週2時間ずつ授業を行っています。英語に対する興味、関心が高まるように頑張っている指導をしています。

本町では、数年前から、外国人教師によるネイティブの発音を組合せた授業を展開しております、もう既に子供たちに英語に対する興味、関心、知識理解が高まるような授業をしております、中学校の英語科へのなめらかな接続に寄与しているところでございます。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 また、学校教育課長も替わってもらったところなんですけど、この以前の学校教育に関しての質問のときにも言わせてもらったんですけど、特に英語、いろんな教科があるわけなんですけど、また、小学校での呼び方、中学校での呼び方が変わる、あるいは中身も変わってしまう科目があるわけなんですけど、私の経験上の話はしてもあまり仕方がないんですけど、やっぱり先生が面白おかしかったらその教科には取り組みやすいと。でも、ああこれはちょっと何言うてはるのか分からんがなというような教科においては、ちょっと取り組みにくいという部分がありましたので、この英語に関しては、皆さんが、学生、生徒たちが乗り遅れないように、興味を持ってやってもらえることを希望しとったんです。どこかのアンケートやったように思うんですけど、やっぱり興味を持っている学生、生徒は3割ぐらいというようなアンケートが出ておったように思うので、ああこれはやっぱりあまりよろしくないなというふうに思ったんですが、課長、この英語に関してでいいんですけど、どう思うてはりますやろ。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 英語に関する以外にも同様ですけれども、特に小学生においては、教科に対する興味、関心が高まるように工夫をしています。イメージとして、高等学校の数学みたいな難しいことをずらずらっというの

ではなくて、面白いな、やってみたいなと思うようなことを考えながら、日々教師が教材研究をやっていますので、そのような方向で頑張ってお取り組んでおるところでございます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、2番目に移らせてもらってほしいと思います。

来年度から教科担任制ということをお聞いているんですが、全教科じゃないと思うので、どんな科目が教科担任になるのでしょうか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 現在のところ、対象科目としましては、英語、理科、算数を1人の先生が教科担任として担当する方向性ではあるんですけども、小学校の子供の発達段階、それから教科の特性を考えますと、教科担任制で行うのがよいと考えるのは、高学年、5年生、6年生の英語、それから理科に加えて、実技教科の図画工作、音楽、家庭科が考えられます。適切ではないかと思っています。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました、ありがとうございます。いわゆる図画工作云々と言われたんですけど、それはやっぱり、専門の分野だからということなんでしょうね。

○寺田学校教育課長 はい。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そしたら、最後、3番に行かせてもらいます。

35人学級ということをおこの頃よく目にします。新聞の中に、小学校を、今35人というのは1年生は35人学級だと思うんですが、2年から6年は40人かな、40人学級になっているように思うんですが、それは、全国的な話であって、この35人学級へ移行するにあたって、全国で約1万6,000人ほどの先生を、また、再度雇用せなあかんというような記事が載っておりました。1万6,000人ということはイコール私の計算でいくと、5年間、2年生、3年生、4年生、5年生、6年生の5年間で、5年間かかって、最終的に、全学年35人学級に移行しようというような考えで、年間に3,200人ほどの先生がプラス要るのだろうというふうに思うんですが、大きな、いわゆる全国的に大きな課題があるかと思うんですが、課長の見解をお願いします。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 現在、甲良町の小学校では、東小学校の5年生の44名以外は全て35人以下の学級であるということから、本町においては特に問

題ないかと思っておりますが、そして滋賀県では、もう既に小学校2年生まで、35人学級を実現しているところでございます。

今議員がおっしゃられたように、全国的に見ますと、毎年3,000人余りの教師の増員が必要だということですが、実は、全クラスの9割ほどが、もう既に少子化の影響で35人学級が実現しています。大都市部の一部のところではそれを超える学校がたくさんありまして、それが35人学級になると、教師が増えていくと、必要だということになってきます。

そのようなことから、滋賀県においても、今、毎年40名ぐらいは増員が必要かなという試算になっておりますが、そのような観点で、本町でも、教員確保に尽力してまいりたいなというふうに思っております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。以前からこの教育の関係の話をさせていただくときに、加配の先生というのがちょこちょこ答弁の中にも出てきます。イコール、甲良町においては、加配の先生という加配の先生をいただけるというシステムといえはなんですけど、あるということで、若干その部分では、ええにしる悪いにしる、甲良町にとってはええことやと僕自身は思っておりますけど、加配の先生があるということで、イコール、少子化で子供が少ないと言えはそれまでなんですけど、35人学級が実現しておるといように、今の答弁で受け取りましたので、それで、たくさんの子供さんが生まれて、そういうような35人にせなあかんとか云々のような問題が、うれしい悲鳴の方なんですけど、出てきたときに、また、十分に考えていってほしいというふうに思い、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○山田裕康議長 木村議員の一般質問は終わりました。

次に、5番 阪東議員の一般質問を許します。

5番 阪東議員。

○阪東議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問の方をさせていただきます。

まず、1番のコロナの対応について。5月16日時点での調査で、日本の1回までの接種率が国民の約3%にとどまり、世界平均の9%に及ばないという結果になっております。日本の接種率は世界において110番目前後ということで、発展途上国と同じ水準になっておるといふうなところで、ふだんの生活が取り戻しつつ欧米と対照的にこうなっているというふうな形が言われております。また、国民の中では、地域間格差もあり、かなり不満の声が聞こえております。東京の大田区というふうな形については、全然予約券というのでも発送されていないというふうなところが、その時点の状況です。

メディアにおいては、現在、内閣の支持率は大体47%と聞いております。ただコロナワクチンに対する対応の評価というのは71%評価しないというふうな形になっております。

先日も、第1回目の予定最後の日、今ちょっと予定は6月まで繰り上がったんですけども、予定最後の日にも私も接種をしていただきました。甲良では本当に比較的スムーズに実施されて、よかったなあというふうに思っております。ただ、高齢者の方が完了しまして、その中で状況で具体的には接種を受けられなかったという方もおられると思います。それが6月以降、7月というふうな形になってくるかと思っておりますけれども、今現時点、高齢者の接種が終わりまして、今後7月以降、一般者が対応されるというふうに思っております。

高齢者から見た課題を、その対応を教えてくださいというふうに思うんですけども、若い方については、日曜日に重なってしまうというふうな形と、当然若いお母さんの場合だったら、子供さんも一緒に連れてこられるというふうな形もあるかと思っております。そういうような形で、今現在高齢者から出た課題と、今後の若い人の対応、また、そういう疑問視するところについて、お教え願えればありがたいなというふうに思っております。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 若い方はこれからになります。7月に64歳未満の方は接種券を送らせていただいて、7月の末ぐらいからの接種ということは今考えております。その中で、高齢者から一般の方に変わっていく中での課題というところではございますが、まず接種券を送付するときにお知らせ文書を送らせてもらいますが、もう少しウェブの関係でございませうとか、その辺りをちょっと説明させていただきたいというところ。

それと、これにつきましては、非常にご迷惑をかけているところではございますが、電話での予約、これが非常に混んでいるということでもございましたので、そこら辺の方は回線でありましたり、前半戦につきましては、高齢者のときには平日のコールセンターのみでしたが、これは土日というところも少し考えておるところでございませう。

それと接種の時間です。今は火曜、木曜、土曜、日曜日なんですけど、先生の都合にもよるんですけど、9時からおおむね15時30分の枠で予約をしておるんですけど、これがお仕事をされている方もおられるということでもございますので、その時間設定、その辺りについては、調整を今後していきたいというふうに思いますし、それと、住所地外の接種者、ここにおられないという方もおられますので、この方につきましては、住所地以外で接種できる方の条件等もしっかりと啓発もしていきたいと。

それと、今後ですが、今すぐとはいきませんが、今は集団接種をしておるところではございますが、やはり個別接種、最終的にはインフルエンザワクチンみたいな、お医者さんに行って打てるようなシステム、これは町だけではできません。このことにつきましては、国への働きかけであったりそういうような働きかけをしていきたいというふうに思っておるところです。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。直近の新聞で、年齢の引下げというふうなところで、12歳というふうな形のものが記事も載っていました。12歳というふうな形で自分ですすんでいけるのかというふうな形がよく分からないんですけど、そういうような対応についてはどのように考えておられるかな。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 その点につきましては、土曜日、日曜日を開催するというようなところでは調整していきたいと思っておりますし、まだ出たばかりですので、ひょっとしたら学校の方で集団的にということも考えられないことはありませんので、これについてはまた今後、関係機関並びにそういうところで協議はしていきたいというふうには思っております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。うまくいっているので、とりわけその状態を、甲良町に本当に住んでよかったというふうな形で言われるように、頑張っ、接種の方を努力していただきたいと思っております。

次に、2番目です。長引くコロナの影響で、離職し、失業給付金の延長の措置を受けている人が急増しているというふうな形のもので新聞に書かれておりました。私は中日新聞なので、中部6県というのは、滋賀県も含めてなんですけれども、愛知、岐阜、三重、長野、福井、滋賀というふうなところで、今そういうふうなところで14万人を超えているというふうな形で記載されておりました。

甲良町においても、新型コロナウイルス感染症で、失業を余儀なくされた方は何人かおられるかなというふうな形で、男女が分かれば一応説明をいただきたいなというふうに思います。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 すいません、申し訳ないんですが、町内の件数については、把握はできておりません。ちょっと情報をいろいろ聞いてるんですが、彦根の職業安定所、いわゆるハローワークで、雇用保険の受給者が新たに120名程度ありましたというところ、また、近畿での完全失業率が3%を超えているという、そういう情報は入っているところがございます。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 いろんな形に失業により、先行きが不透明というふうな形のもので、若い人であれば自殺願望というふうなところも十分考えられますので、町としても、やはり把握しておくところかなというふうに思います。産業課で全部把握できるかというのを疑問に思うんですけれども、できるだけ把握をしていただきたいなというふうに思います。

それに伴ってやっぱり減免や相談事が現時点ではあろうと思います。先ほどの午前中の会議でも話は若干、件数も出ていたと思います。

まず、1、2、3の順番で、国保、後期高齢者、介護保険の保険の関係で猶予、減免というふうなところをお聞きしたいと思います。

○山田裕康議長 税務課長。

○大野税務課長 新型コロナウイルス感染症に関連した減免の現時点での件数でございます。国保税では、令和2年度の減免の件数は6件です。令和3年度の相談件数は現在3件でございます。あと続けてロの方の住民税です。住民税の徴収猶予の件数は延べ9件でございます。

○山田裕康議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 後期高齢者につきましては、1件、減免がございました。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 介護保険料でございます。令和2年度、窓口相談に来られた方が7件おられました。減免の申請で減免をしたという方については2件でございます。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 あと3番の公共料金、水道、下水道というふうな形に町の管轄になってくると思うんですけれども、これについては。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 相談の方が1件ございまして、執行猶予の方は、現実そこまで至って、執行じゃなくて支払い猶予の方まで手続をなされた方はいらっしゃいません。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。これからも非常に悪くなるのか、また、改善できるのか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、第4次総合計画についてお伺いします。

前回冊子を、甲良町第4次総合計画の冊子を頂きましたので、十分にまだ私自身が精査をしてないんですが、精査ができてないんですけれども、その中から、抜粋して、3つの質問をさせていただきたいというふうに思ってお

ります。

まず、基本目標1の中で、政策(1)農業農村を活かす産業振興・雇用創造から、まず農業について伺いたいというふうに思います。人口減少が加速する中で甲良町の基幹産業である、1つである農業における担い手の不足が喫緊の課題とと思います。担い手の高齢化、高額な設備投資と収益変動、コロナ禍での外食産業の低迷、さらには離農が予測されます。私が働き出した年代というのは、昭和40年代中頃ということで、農家世帯も全国で1,000万人世帯があったというふうな形で記載されて、この僅か50年で5分の1の200万世帯まで減少したというふうなことで、稲作栽培、またトラクター等の産業機械の取扱いの多くの技術の伝承が失われたように私は思っております。これらは50年の国における農業政策について疑問を投げかける結果だと思っております。

そのような背景の中で、令和元年認定農業者数が10名から、令和7年で13名と、3名ほど上げる目標をされておりますが、それらの根拠はどのような農村イメージでされているのかというのが非常に疑問に思っております。その点について、1の①の根拠を説明いただければありがたいなというふうに思っております。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 今般のコロナ禍での農業関係、おっしゃるとおり外食産業で、主食用米が非常に余剰になっているということで、今後の主食用米は減少の一途でその分転作率の方が上がっている状況でございます。また、農業経営における課題につきましても、議員がおっしゃるとおり、担い手不足と言われております。

また、甲良町におきましては、現在、集落営農法人が12法人ありまして、認定農業者につきましても、元年度で10名、これが2年度では12名と、現在12名の認定農業者がおられます。総合計画の令和7年には13名ということで、まず人数的な根拠の説明になるんですが、令和7年でいきますと、認定農業者の方の年齢が80歳を超える方が3名になるということで、一応3名の方は引退されてしまうであろうという予測の中から、12名から3名引退されて9名となりますが、その間、4名の方を、新規の認定農業者を育成しようといえますか、なっていたきたいという、そういう計画でございます。

当然、そういう経営が難しいというところ、担い手不足というところの課題につきましては、今後、産業課としましても、また、県、国と相談しながら、問題の解決に向けては努力していかなければならないと思います。

また、稼げる農業というのが大きな1つのテーマを持っておりますので、

主食用米が駄目なら転作、転作では高収益になる作物等を支援していこうと、作っていこうという、こういう動きがまだまだ甲良町は弱いので、そういうところを強くしていこうというところも、狙いの1つとしての、まずは積算での根拠となりますので、よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 確たる積算というふうにはちょっと思えないんですけど、担い手というのは、今は当然法人も含めて担い手というふうな形になるんですけど、直近のJAグループというふうな形のもの、5月14日の農業新聞にね、これではあかんというふうな形を書かれてたんです。人口減少の下で、認定農業者に限らず、多様な担い手を確保すべきと指摘をされています。これは、中小とか家族経営とか親元就農とかを含めた新規就農を、農業と他の仕事を組み合わせた、他の仕事を組み合わせたら兼業になるかもわかりませんが、もう一つは半農半Xと、要は半分農業で半分違う仕事をやりましょうというものを、人・農地プランに位置付けることを定義されているというふうに。今まで人・農地プランと集積で、要はそこに固めておったんですけども、これではもう人口減少の中では太刀打ちできませんよというふうな形を言われています。

甲良についても限られた自然豊かな環境を共存していくためには、甲良としてのやっぱり少し見方を変えていって、支援をこちら辺に行うべきと思います。今まで崩してきたところをやっぱりちょっと復活しながら、やっぱり、担い手農家というふうな形の呼び方を変えながらやっぱり増やしていくというのも1つの手だと思いますので、また、考えといてほしいというふうに思います。

ちょっと町長に、前もちょいちょいこういう話もしたことがあったんですけども、町長が以前一般質問で、土建業と農業のコラボというふうな形のものを言われたことがあったと思うんですけども、その後、多分これは進展がないと思うんですけども、それはなぜないかということは、基本的には農業と土建業は仕事のレートが全く違うというか、農業については、僅か1,000円前後のね、時給でしたら1,000円前後の仕事でやっていますので、ね、土建業のレートチャージと全く違うということで、これは難しい話だったなというふうに思っております。

そういった中でやっぱり農業というのは特殊な性質を持ったものであるもので、やっぱりそういうような点についても施策の方で考えていてもらいたいというふうに思っております。

次に、2番の方、商工業を振興するというところで、商工会の各種の研修及び新たな企業誘致における奨励制度を検討しているということ、されますと

いうことを書かれていました。そういった中で、商業の拠点をせせらぎの里こうら、せせらぎの里こうら道の駅については、今、脚光を浴びてかなり収益も上がっているというのはよく分かるんですけども、やっぱり商工業というふうな形を考えてみますと、本来町民として身近な、書いてますけど丸善、そこにあった、そこでなくてもいいんですけども、撤退した丸善というふうなところの企業誘致というふうな形も最優先する必要があるかと思えます。

私はそういうようなところも、1つはせせらぎの里こうらの次のステップでやっぱり考えていかなければならないの違うかなというふうに思っておりますが、企画監理課長はどんなふうに考えておられますか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 現在、丸善の跡地におきまして、一休庵に、総菜、菓子、飲料といった販売をしていただいております、地域住民の日常の生活の一翼を担っていただいているものと感謝しているところでございます。

なお、町民が地域で気軽にお買物ができるような企業誘致は有用であるというふうには認識しておりますが、大型小売店が進出し、地域の小規模小売店が疲弊しているような状況は、県内のほかの市町村においても散見され、また、いずれの地域でも、その打開策を見いだすことができずに至っているような状況かと思っております。

今後におきましては、商工会や関係機関と連携しまして、衆知を結集しながら、長い目でそういった企業誘致の糸口を模索してまいりたいなというふうに考えております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 残念ながら各集落、甲良の各集落については、小売業というのは全く衰退してしまったというふうなことが現状だと思います。町民の多くの方については、本当に甲良から台所が消えてしまったというふうな形を言われています。過去からも一般質問で言われていますが、高齢者の買物難民が増えているというふうな形でも言われていて、難民はどうか分かりませんが、そういうような難民が増えている。

やっぱり今車社会というふうなところもあるので、その甲良町のここにその拠点を置いても、当然車でお買物に来られる方もあるので、やっぱり町としても、やっぱり税制面に配慮しながら再度復活する力というふうな形をつけていく必要はあろうかと思えます。そういった意味で、第2のせせらぎの里こうらの道の駅の第2のやっぱりそういうふうな、本当に町民が集える拠点というのは、この中に僕は書いて欲しかったなと思うんですけども、有識者が考えていろんな形を、審議会の方が書いてあると思うので、見とかは

と思うんですけれども、要は推進側の人は遠慮するんじゃなくてそういうような形の活動もやるというふうな形はなかったかなというふうに残念に思います。いかがでしょうか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 私もこの4月から寄せていただいて、この総合計画を4月にいただいて進めていきたいなと思っておるんですけども、これまでの経過等がちょっと不勉強なところもございます。議員におっしゃっていただくようなことの必要性というのは、私も感じるところでございますので、今後そういったことを勉強しながら進めていけたらなというふうに感想を持っているところです。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ぜひ一応もう1回見てもらって、直せるところは直していただきたいなというふうに思います。

次に、基本目標の4番です。施策の2で環境衛生を大切にするというふうなところです。環境美化対策、公害対策の推進で野焼きの禁止というふうな形をこの中で掲載をされております。野焼きを単に許してしまうと、人により錯覚して、そういう野焼きはええんやというふうな形の人も出てきますので、一概にその公にしてはあかんというふうに思うんですけど、それは承知しております。そのような野焼きでもいろいろあり、最近では、木やもみ殻等の生物由来の資源というふうなところについての原材料を使用したものは、CO₂の量を減らす効果があり、位置付けを明確にするべきというふうな形の質問なんですけど、これについては、理由として、植物は成長時に光合成によって大気中のCO₂、温室効果ガスを吸収し、蓄積をします。ただ、分解されてというか、土に戻るときに分解されて返るときには、大気中にCO₂をまた逆に放出してしまうと。その放出を、例えば炭化をさせてやることによって土の中に封じ込めるというふうな形について、結果的には地球温暖化に、燃やすというか、炭化することによって地球温暖化に寄与するというふうに言われています。だから、木とか草とか田んぼで野焼きというか、普通の野焼きはそういう野焼きやと思うんですけど、プラスチックとかじゃなくて、そういうようなものについては、地球温暖化に寄与しているんよというふうな形についてが、これも農業新聞の方に、掲載もされてました。最近掲載されていたようです。

そういうようなところについて、定義付けをやっぱり明確にすべきと思うんですけれど、いかがですか。

○山田裕康議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 この件につきましては、廃棄物ということでもみ殻も入

るんですが、廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の方により禁止されております。というのが前提でございます。ただ施行令によって例外的に認められており、その1つに、農業者が行う稲わら等の焼却が該当しております。よって野焼き全体を規制しているわけではないということが法令によって明確に定義がされております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 これだけではちょっと理解ができなかったもので、要は、しっかりそういうようなものを、こういうものはいいんですよと、これはもう絶対あかんですよと、一緒にプラスチックを燃やすというのは絶対最たるもので、そこについては十分に配慮をしていかんとあかんというふうに思っております。

最後の質問になるんですけれども、生活道路舗装についての質問をさせていただきたいというふうに思っております。

国民総生産、直近の新聞に載っていたんですけれども、ごめんなさい、令和2年の国民総生産が前年度対比、コロナの影響で4.6%というふうな形のもので、1995年のリーマンショックより最大の下落幅というふうになってきました。今後もコロナ禍で個人消費や設備投資の落ち込みで、一定の消費の下落は避けられないと思います。

そのような環境の中で質問させてもらいますが、これは私だけの感じかなとは思いますが、ほかの人はこれでええのかなというふうな気もあるんですけれど、直近の甲良町の道路の、県道、町道の舗装の劣化がえらい目立つようになってきましたなというふうな形で思うんですけれども、定期的な点検を含む舗装の基準というのは、舗装計画とかいうような、どのように計画されているのか、教えていただきたいというふうに思います。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

まず舗装の修繕計画の立て方でございますけれども、甲良町におきましては、国の補助金を頂いて、路面状況調査というものを実施しております。この路面状況調査というのは、特殊な車両を町道の方に走らせてまして、ひび割れ、わだち、平坦性というのを機械的に測定させていただいております。そういった中で、20メートル、100メートルずつの評価をさせていただいて、それを危険度1、2、3という形で分類をさせていただいて、それを地図に落とさせていただいて、実際、修繕計画を立てているというのが現状でございます。

しかしながら、あくまで機械で測定しているものでございますので、全てが網羅できるものではございませんでした。昨年度、そういった小さい町道

の方にもできるだけ車両の方を入れていただくような路面状況調査をしていただきまして、その結果を基に、今年度修繕の方をさらに拡充をさせていただきたいんですけれども、どうしても車が入れないところとかそういったところについては、地域からの要望というものに頼っております。そういった要望を区長会等でいただきまして、修繕の方の計画をさせていただいているというところが実情でございます。

また、舗装の修繕の基準というものとか道路の修繕基準につきましては、国土交通省の方から、舗装の構造に関する技術的基準というものが通知されております。また滋賀県の方でも、滋賀県舗装補修ガイドラインというものが示されておりますので、そちらの方に基きまして、修繕の方をさせていただくという流れでございます。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 新幹線でいえばドクターイエローみたいなものが自動車が走って検査するというふうな、これは年1回ぐらいで検査をしておられるんですか。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 年1回させていただいております。できたら、そういったことの情報の方も、また資料でお渡しできるような図示化ができればいいとは思っております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 私も彦根の方に仕事に出ていますけれども、特に呉竹を通過して県道13号というんですかね、呉竹付近の道路が、要は近江鉄道からちょっと出たところが、もうかなりひどくなっているというふうに僕は思います。それでまた、彦根へ行くとまたきれいやと。甲良町はそこだけが何かはざまになっているのかなというふうに思っています。できるだけやっぱり予算を獲得してもらって、これは県の仕事なので予算獲得できんのかもわかりませんが、やっぱり要望だけはしっかりして、快適な朝、快適な出勤になるように、皆さんそう思っておられると僕は思うので、頑張っていたきたいなというふうに思います。

あと甲良町の国道を除いた県道、町道の道路予算は年間どの程度になって、近年は減額はないのでしょうか。先ほどもちょっと中に説明があったように思うんですけど、国道を除いたやつを。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、厳密な金額というのが大変申し訳ございません、出ませんでした。県道の方につきましては。やはり地域、管内という形で大きな形で予算を取っておられるということで、ただし昨年度の実績額については、県道の方は、甲良町の道路関係の舗装等の実績は、県道の方で

2, 008万3, 800円の金額が費やされたというのは令和2年度について実績額でございます。甲良町におきましても、予算の変化といたしましては、平成31年度につきましては1億1,400万でございました。また、令和2年度は7,600万、また、令和3年度は7,800万ということで、約7,000万台から1億の間というのが現状の実情でございます。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。一応全部、通告書のとおり質問をさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山田裕康議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。15時40分まで。

(午後 3時25分 休憩)

(午後 3時40分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、7番 丸山議員の一般質問を許可します。

7番 丸山議員。

○丸山議員 時間も大分過ぎてますので、早くに各担当課長からすり合わせの電話もいただき、答弁も、すぐ明確な回答がもらえると思っておりますので、スムーズにいけると思います。

まずごみステーション設置について。これは3月議会だったかな、前住民課長が言っておられたと思うんですが、3月議会でこのごみステーションの予算を100万円から200万円だったかな、総務課長、ごみステーションの金額を組んでありましたよね。それで、建部議員によります修正案をつくっていただき、否決となってそれを新しいやつで可決しましたけど、そういう流れがあって、非常にもったいないと。高過ぎるんじゃないかということでありまして、当時の住民課長にその辺を言ったところ、地元業者に産業廃棄物、中間処理施設を持っておられる業者さん、西学区の方では丸山商事さん、東学区の方ではクリーンワークさんと、まだ何件かあると思うんですが、主に聞くところにもよりますと、大概の廃棄物の処理をいける免許を持っておられると確認してきました。

そういった中で、行政としましては、広島の方に最終処分地が何かあるようなこと言うてましたけど、その辺を聞きますと、今、近隣で聞きますと、福井の方に1件あり、岐阜県の方にもあり、近くでは三重県、奈良県、広島まで行かなくても最終処分地があるということを知ってききましたので、そういった意味で、極力なら役場前とかそういうような廃棄物を置くのではなし

に、この地元の産廃業者に委託をしてはどうかという思いを3月のときも言ったと思うんですが、その辺、住民課長お願いします。

○山田裕康議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 本年3月議会において、役場敷地内に、今おっしゃられました物置を設置する件についてご意見をいただいております。その件について、収集の拠点業者に委託し、収集から処分まで委託するよう求めておりましたが、今のところ変更する予定はございません。ただし、現在甲良町の倉庫の施設構想についての検討に入っておりますので、本案件を検討する上での1つの提案として受けさせていただきまして、住民さんの利便性の方も考えまして、今後、計画を立てていきたいと考えております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 住民課長、今、4月から変わってあるんですが、当時、元の住民課長、3月までは小林課長でありましたけど、今後の課題の1つということでそのときも確かに聞いております。そういった意味でね、正直言って、きれいなものでもないし、役場庁舎前の玄関先に置くんじゃないし、やっぱりそういうような方法をより早く取り組んでいくべきではないかなと、私自身は思うんですよね。

それも今言っている、こんなことを言うと、町外でなしに町内であり、近隣でも物凄い近いところにありますし、やっぱり頼んでみたら絶対受けてくれるとは思っていますよね。そういった意味でね。今後の課題の1つということで、3月も住民課長に聞いておりますけど、やっぱりこれからも、より早く、こういうふうな方に進めていただけたほうがいいのではないかなと。

というのは、当時から新しい防災センターがもし建てられるという計画の一部の中に、ごみステーションという思いもありましたよね。だけど、今のところ防災センターもちょっと予定が未定、正直そんな感じです。だからいつまでもただただするのではなしに、そういうような部分に関して1つでも委託が可能であれば、今後そういうような方向でお願いをしたいなというところがございます。

というのは、今言うてる地元の丸山商事さん、クリーンワークさんなんかであったら、もう自分ところで中間処理施設を持っておられますので、誰に迷惑かかることないんですよね。だからそれは今言う、もしそういうような委託であったら、4月から12月までの半年ずつに分けるとか、いろんなやり方があると思うんですが、そういった格好で、できれば今後のことに関しては、より早くできるのであればお願いをしたいなと思うんですが、どうですか。

○山田裕康議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 いろいろご意見ありがとうございます。今のご意見を含ませていただきまして、今おっしゃられましたスピーディーに対応できるような形を考えていっていったらいいと思いますのと、併せて、先ほども言いました住民さんの利便性、あと目に見えない部分でのそういうような利便性と、あとは目に見える予算等のことも兼ね合いを考えまして、今後検討していきたいと考えております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、ありがとうございます。やっぱり今何度も言いますが、廃棄物ということになりますので、何らかのやっぱり言っていた乾電池なんかとか、悪臭が出たりとか、そういうようなことがないように、より早くそういうようなことを取り組んでいただきたいと思い、これはまだ今後の課題ということではありますが、極力よろしく願いしまして、この質問を終わります。

続いて喫煙について。庁舎内とか町の施設、もう県の方であれば県庁の、県庁には喫煙ルームがあったというお話だったんですね。禁煙になってからもう二、三年になるんですかね。そういった中で県の方では喫煙ルームは解体したということを知っております。

町として、やはり見ていると、これはもうあくまでも町民の方が通るたんびに何度も見ると。何度も見る中で、ちょっとあれは見た目が悪過ぎると、あれは何とかしたらどうやと。逆にあんなところで吸うてるのやったら喫煙ルームをつくってあげられないのかという声もあるんですよ。しかし、その辺がちょっと条例的に私もどうなっているのか分からんですが、やっぱり見た目の悪いマナー、最低限度の町の施設内は禁止ですよ、もちろん。そういった中で、やっぱりこの町の施設から離れたらオーケーですけど、例えば離れている中で町の施設内に手をかけてたり足をかけてたり、そこに腰をかけている以上、町の施設内ですよ。規則的に言うともう多分アウトという場面を、何度か町民の方に見られているところがあると思うんですよ。

だからそういった意味で、やっぱりこれは国で決められたものだと思うので、今さら喫煙ルームというのは、総務課長、可能なんですか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと整理させてもらおうと、2019年の7月1日から、健康増進法の一部改正によって町の施設ではたばこを吸えないというようなことで、うちの方も取り組まさせてもらっています。

それで2つの対応があるんですけど、本来規制の立場で考えると、条例制定をして、ここも吸えないよということで、例えば守山市なんかは路上喫煙

の防止に関する条例なんかを制定して、エリアを決めて対応している事例もあります。幾つか調べさせてもらったら同じ守山市でも大津市でも、一応敷地内で、きっちり分煙さえ施設さえ造ったら敷地内でも吸えると、施設内で吸ってもいいという意味合いのこともありますので、規制で考えるのであれば条例化ですし、見た目がそういうことなので、きっちり吸うエリアを決めようということでしたら、そういう議員が提案されている方法も可能だと思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 総務課長、それでは今のお話を聞いておきますと、例えば甲良町条例とします。甲良町の中での条例と決めて、例えば役場の敷地内のどこか一角に喫煙ルームを設けるということは可能ということの思いでいいですか。というのは、今言われている県庁の方に、あの大きい県庁の中に喫煙ルームを撤去して解体までしているんですよ。県庁はね。それは甲良町のルールとして、それは可能なんですか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと勘違いされるような表現をしました。たばこを吸わないエリアを役場以外で設けようと思うと、甲良町の条例で、例えばですけど、ポイ捨て条例みたいなのをつくって、役場から100メートルエリアは禁止ですよという条例で、そのエリアだから吸えないというやり方と、それで法律上、役場の敷地内できっちり分煙の施設さえつくったら、そこで今でもたばこを吸ってもオーケーなんですよ。それをやっているのが、守山もやっていますし大津市もやっています。恐らく県庁が撤去されたのは、敷地内にあったと思うんですよ。それできっちり分煙ができていくかどうかというようなことで判断されたのではないかなと推測されます。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 よく分かりました。そういった中でね、もしそういうようなことができるのであれば、しかしそうなると、甲良町内の町の施設として言われると、例えば庁舎以外に保健福祉センターがあり、両センターがあり、もちろん学校なんかでもそうなんですよ。ただ中には学校の先生なんかもあるし、保健福祉課、子育て支援センター、いろいろ両センターがありますよね。そういった中に、もしそういうようなことを決めた場合に、その町の施設に関しては全部つくらなアカン。職員としては不公平な話になりますよね。極端な話、そこへ異動した職員は吸えない。本庁舎にいてたら吸える。これはまた職員の中での不公平さが出てくるのではないかなと思うんですよ。だからやっぱりそういった理由で、それはもうやるならやる、やらないならやらないできっちりとやって決めていただければいいと思うんです。

やっぱり先ほどから言うてると、前も総務課長に何度か言うてるんですが、今なんか田んぼなんかには水を流す時期なんですよ。だから水が流れているということは、当然、何度も言いますが、公民館の裏、公民館の裏ですよ、はっきり言ってね、公民館の裏で喫煙をされているのは、ほとんど町民の方が大半見られております。そういった中で、やっぱり吸うたたばこをせめて、私はたばこを吸わないので何ですが、何というか、自分で吸ったたばこを入れるポケットみたいなのがありますね。そういうのを持っているのならまだ、見ておると吸うだけ吸うたら今は川にポイ、そのまま吸殻を流してる。当然ここで流したら下へ流れていきますよね。水が止まっているときは、前は私もみました。総務課から二、三人の方が注意したときに、たしか裏の方へ歩いて拾っているところを私は確認しております。しかし、今の状態やったら、水が流れている以上間違いなく在土、尼子か下之郷か水のルートは分かりませんが、今の状態やったら、必ず下へ流れでいきます。だからあれはせめて守るべきでないかということ、町民の方からいただいたので、あれはちょっと格好悪過ぎると。

これはここにいる中は大半、課長級の方がやっぱりしっかりしていただかないと、やっぱりこれからね、課長、あと参事なども若い子はこれを見ながら育っていきますよ。あの当時、課長がポイ捨てしてましたよ。何で僕はしたらあかんの、こういう意見がまた出てくると言うんですよ。やっぱりここは今言うてるように、きちっと決めるところは決めていただきたい。

それと、道の駅なんかでも、前にちょっとボヤみたい感じで観光協会の裏側でたばこの、ありましたよね。ああいうようなところでもそうなんです。言うたら道の駅でも町の施設、駐車場は県の所有かな、なっているよね。ああいうような駐車場でも平気で立ちたばこをしておる人もいます。吸うたらポイ、吸うたらポイ。今、この甲良町役場から道の駅までの県道、いろんな人が走っていますよ、正直言って。大半の方がやっぱりどこで誰が見ているか分からない中に、やっぱり課長級がそういう姿を見せているというのは、あんまりやっぱりよろしくないのではないのかなと思うんですよ。

だから最低限度のルールを決めるまでは、ちょっとしばらく辛抱していただくか、一応公民館の裏には農道というのがありますから、農道に一步出れば町の施設でないというぎりぎりのところだと思うんですよ。先ほどから言いますが。しかし、腰かけている人もいる、擁壁に足をかけている人もいる。これはアウトですよ、総務課長。ちょっとその辺ははっきりと、やっぱり今ここで言うてあげてくれんとあかんと思いますよ。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今ご指摘のありましたとおり、法的にはそういう解釈もあり

ますし、当然ポイ捨てはマナー的にかがなものかなというようなこともありますので、当然、吸われる方はポイ捨てではなくて自分の灰皿なりを用意して対応してもらいたいと思います。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 すいません、私はたばこを吸わないんですが、話をしに行くのに、確かに裏の方に行って、いろんな職員としゃべったりします。

○丸山議員 この間、赤いジャンパーの人としゃべっていた。見てた。

○福原教育次長 ただ、多分職員の中で、どこまでがというのはあれなんですけど、みんな今議員が言われる、何と言うたかな、ポケット灰皿を持って、職員は捨てているのを見てます。それでポイ捨てというのはあまり目にしないんですが、もしそういうような職員がいるのであれば、確かに注意なり指導というのはほんまに必要だと思います。手をかけるであったりとか、それについても議員のおっしゃるとおりだと思います。

この議員の質問があって、調整会議をする中でもそのような話が出たんですが、今、ごめんなさい、私は吸わないんですけど、吸う職員もまた増えてきているのも現状でありまして、ルールさえちゃんと守る、守らすというのもほんまに大事な中で、それは私が言うことじゃないんですが、何が良いかというのは総務課の方で協議していただいて、職員だけじゃなくて、外部、入札であったり、お客さんがよく来るんですが、その人らも吸うてる姿を見ますので、特に本庁舎については、職員だけではないのかなというふうにも感じています。ただ議員の指摘されることは、そのようなことがあるのであれば、本当に嚴重な注意は必要だと思っています。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 教育次長、ありがとうございます。教育次長、私も、たばこだけは、たばこだけはとこんなことを言うてるのは失礼だけど、口にくわえたこともないですよ。だから逆に、私にしたら、今何かたばこも高いそうですやんか。なぜそこまでして吸いたいのかなと逆に思うところもあるんですよ。それプラス、やっぱり人から見ると、たばこを吸うてるということは、そこで休憩してるという判断になりますよね。要は職場から離れている。それが休憩時間なのか、昼の休憩なのか、そこまで私も細かいことまでは分かりませんが、やっぱり、何度も言いますがね、人が見たときに、見ているときに、たまたま教育次長が見たときは、ポケット灰皿というか、それを使っていたのかもしれませんが、何人かの方がやっぱりポイ捨てしているぞという声を、だから今それを写真を出せとか、誰がとかということは言えませんが、やっぱり何らかの形で、やっぱりそういう最低限のマナーは守っていただきたい。できるなら、今総務課長言われるように、甲良町でそういう

ことを決められて、そういう場所が設けられるのであったら、逆に、私自身は吸わないけど、設けてあげてほしいかな、と思うんですよ。

やっぱり、私は何度も言いますが、吸いません。吸いたい人はそれは逆に、非常に何というか、いらいらするとか、何か中には、私は気持ちはもう一つ分かんませんが、そういうことがあってもいかなので、やっぱりもしそれが可能であれば、堂々と隠れずに、そういうところで吸える場所ができればそれは一番いいと思うんですが、私自身は吸わへんのできたらやめていただきたいと思います。

というのは、私自身はほんまに吸わへんから、たばこを吸うた人が入ってくると、すぐ分かるんです。だから中の、例えば課にもよりますが、狭い課とか全く極端に言うたら総務課なんかだったら、部屋が総務課は正直言うて狭いですよね。あんな中で1人でもたばこをすごいヘビースモーカーの方が来て、休憩で終わってぱっと入ってきたら、多分吸わない人は物凄い臭いがすると思うんですよ。そういう中に、今の時代、やっぱり若い子が嫌がるとかいうところもあると思うので、やっぱりそういうところ、固く、やっぱり今の状態が決まるまでは、自粛とは言いませんけど、極力マナーを守って、吸われる方にはお願いしたいと。

最後にこれだけもう一遍言っておきます。足をかけても手をかけても腰をかけてもアウトですよ。道の駅でどんな人が走っているか分かりません。5月25日、昼12時4分ぐらい、堂々と表を向いて吸うてました。課長です。そういうようなところを私が見たんですけど、やっぱりあれはあんまりよろしくない。これからの職員の指導する立場である中で、担当課長は少しでも分かっていたきたいし、できたらお願いをして、しばらく自粛。これがやっぱりあれやったら、何度も言うけど喫煙ルームがどうか決まることであれば、しかし、職員の中で、何遍も言いますが、幾つもある町の施設の中に全部それをつくるということは多分難しいと思いますので、そこは何とかうまくいけるようお願いしたいと思うんですが、総務課長。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今マナーの話が出ましたので、それはそれで甲良町にイントラネットという全職員に情報を流すシステムがあるので、それでたちまちは啓発をさせていただきます。

ちょっと喫煙ルームにつきましては、今調べると、守山、大津ですが、一遍もう少し県内の状況を調べます。それでその中で、今次長が言うてくれたように、役場の本庁舎、やっぱり外来者がいるので、その対応しているのか、全部の施設に置いてるのかというようなこともちょっと調べさせてもらって、また一遍中の方で、それはそれで協議をさせてもらいたいと思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 すみません、そしたら最後になるからもう一度聞きますけど、いまだに商工会の方でいつときね、たばこを吸う人は商工会のところはセーフだということが、商工会の前にはたしか灰皿が置いてあったと思うんですよ。今の商工会自体は、敷地が何かブロックで分かれていますよね、商工会の敷地というのは。商工会は今でもセーフなんですか。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 いや、もう基本的には人の集まる施設は建物はアウトやと思います。それで、公共施設が4月1日から早めにその制度ができて、それ以外のところは7月1日から施行になっていると思うので、基本的には吸えないと思うんですけど。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 私もそこまでちょっと近過ぎて逆に確認はできてへんのですが、一時玄関先に灰皿が、商工会の場合は置いてありましたよね。だから、商工会の中の職員にも聞きますと、何人かたばこを吸われる町職員が、ここはセーフだからというてたばこを吸いに来る方が何人かいるというのは聞いているんですよ。だからね、商工会はいまだにセーフなのか、その辺がはっきりと私も聞いてませんのやけど、そういうところが隣でセーフであったり、商工会はまた町の施設ではないと言うたらそこまでなんですが、またその辺もちょっと調べておいていただきたいなと思います。

これで終わりますけど、極力やっぱり、マナーのよい、担当課長としての表の顔というのがありますよね。そういうようなところで、これからの新しい世代にずっとずっと送り続けていく中で、やっぱりここはちょっと我慢できるところは我慢をしていただき、今言うてる何人か見たという人がいますので、ポイ捨てなどは極力、極力というか、絶対やめていただきたいという思いでお願いして、これで私の一般質問を終わります。

○山田裕康議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

次に、9番 建部議員の一般質問を許します。

建部議員。

○建部議員 ちょっと資料を配らせていただきます。

(資料配布)

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 今、お配りしました資料は、一応部外秘で取扱いに注意をしていただきたいと思います。でも、その資料は、毎年4月の臨時号、もしくは5月号広報こうらでずっと出てるところから、その名簿は作りました。それで、それぞれこれでいくと、議会事務局からずっと始まった縦書きに書いてある

この名簿をそのまま5年間分を写したということで、これは公表されているもので別がないんですが、一応私は取扱いには注意をしていただきたいということで、今日その資料をお渡しします。

私の一般質問をさせていただきます。皆さんマスクは外していただきたいです。口角泡を飛ばさずに質問します。目標、できたら5時までに終わります。

まず、私の質問項目は2つ、大きなのがあるんですが、1つは、野瀬町政3年6カ月の人事管理を問う。

野瀬町長は、選挙のときの公約で、行政力の再生、職員力の向上を公約としました。行政の要、行政力の再生といっても、やはり要は職員です。町長1人で行政をやるわけじゃない。甲良町の職員全体が行政に携わっている。だから行政力の再生は、全職員のこれは仕事なんですよ。

そしてもう一つ、職員力の向上、要するに、行政の要である職員の育成、能力の向上を図られたのか、以下、人事管理の現状を問います。

人事管理とは、これの1つの役割というか、目的があるんです。行政に必要な人材を効率的に確保する、1つ。2つ、能力が最大限に発揮されるように、適切に人材を配置する。これを適材適所と言いますね。そして3つ目、教育、訓練を施して、効率的な人材、能力の向上を図る。4つ目、最適な処遇により、人材の活性化を図る。これが人事管理の目的というか、役割なんです。そういうことに基づいて、この3年半、町長は特に行政力の再生、職員力の向上をうたってきました。

まず最初に、野瀬町長就任から3年6カ月が経過した。その間に退職した職員、定年、中途退職者に分けて、何人で、その退職理由は何か。また年度別に採用した職員の職種別は何かということで、今日、資料を頂いてます。私はなぜこの質問をしたか、上げたかというのは、野瀬町長の下で3年半、それぞれ職員は勤務、業務をしてきました。その中で、残念ですが、非常に多くの職員が辞めていきました。今日の資料を見ますと、若干私の調査とでは人数が合わないんですが、平成29年から令和2年度までに、定年で13人、実はこの定年で13人辞めているという方の中で、再任用で6人の方が、これはやはり職員の定員に入るんです。ですからこれは13人はマイナス6ということになるんですが、そして自己都合、問題は自己都合です。多いですね。22人も辞めている。

採用者は後で言いますが、この退職した人、一律に自己都合になっているんです。2年前に総務課長の方から頂いた資料、そこにも平成30年、令和元年度の中途退職者の理由が書いているんです。全て一身上の都合です。私は、辞めていった職員、本当に中には仕事のミスがあったりとか、この職場にはやはり居づらくなった。パワハラを受けているという人があった。そし

て、とにかくこの町役場では勤めにくくなって辞めていった方が多いです。でも全て一身上の都合なんです。野瀬町長の下では、なぜ定着ができなかったのか。

非常に辞めていった22人の職員については、私は、本当に残念無念な部分があったらと思うんですが、その意味で私は、あえて退職者、総務課長、一身上の都合もいろいろあるけれども、現在の町役場におけるそういう組織の中で居づらくなって辞めていった。本当はもっと居たいけどやむなく辞めていったという人も、かなりいたと思うんですけど、実情はどうか。辞めていった理由は、一身上の都合、全て一身上の都合なんだけど。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 一身上の都合で整理させてもらったのは、退職届なりから読ませてもらったので、全てそういう表現です。実態としては、それぞれ理由が、それぞれの人にあるとは思いますが。一概にあれこれやとは言える問題ではないと思います。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 その2年前に、これも総務課長から頂いた資料の中で、30年度と元年度でもって、25人の職員が不始末、不祥事、事故、交通事故ですね、そして事務処理のミス、そういったことで、顛末書、始末書ですね、書いた職員が25人。2年間で25人。ということは、月2人ずつは必ずそういう問題を起こしている職員がいるんです。町長が、行政力の再生だ、職員力の向上だと言っているにもかかわらず、そういう職員が月2人ずつ出てきている。そういう甲良町の実態なんです。もちろんその中から、退職していった職員もおります。

そういう現状の中で、当時と言っても、今から1年半前、令和元年の12月議会である議員が質問をしています。そういった職員のミスが多い中で、職員の資質向上策は、というのを町長に聞いています。職員の能力不足で、事件や不祥事が起こっている。町長はどう立て直すのかという質問をされているんです。町長はどう答えましたか。「失敗を恐れずに日常業務に取り組むよう指示をしています」と。行政の仕事で、失敗を恐れず仕事をせえという指示をしたと。行政で失敗があってはいけない、いけない。民間の開発企業ならともかく、行政の中で、失敗を恐れずに仕事をせえ、仕事のミスはどれだけでもせえと言わんばかりに、失敗を恐れずに日常業務に取り組むよう指示をしていますと。その次、「失敗の責任は、私自身にある」と言っている。お前らはどんどん仕事をしろ。その仕事でした失敗はわしが責任を取る。実は町長、責任はわしが取ると言いながら、いまだかつて取ったためしが無い。職員のミス、職員のそういったことがあっても、町長自らが責任を取っ

て、そのけじめをつけた経緯が一切ない、この3年半。そのことも覚えておいてください。そして、そのときに、「住民視線で寄り添い信頼される行政展開を目指していきたい」と答弁している。その後どうです、町長。これ1年半前の町長の質問に対する答弁がそうなんです。

その中で、もう既に2番目に入りますが、職員の能力開発、資質の向上を図られたんですかね。一遍、こうしました、ああしました、実績、効果を述べてください。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 定年退職以外の自己都合の退職者が非常に多いということは、感じているところであります。小規模町にしては多いという実態、それを補うために、採用試験についても、相応の募集をし、任用をしているという状況でありますので、これと、職員の安定間、職員力の向上ということが、安定をしてないという裏返しになると思いますので、今後はできるだけ自己都合の退職者が減るような対応をしてまいりたいと思います。

成果と言われるんですが、通り一遍であります、職員の能力開発、資質向上につきましては、市町村研修センター研修、それから湖東定住圏の政策形成能力研修、全国リーダー養成塾、農政未来塾に隔年で派遣、これはもう通年職員研修として、恒常的にやってきたことで、何も目新しいものではございません。継続して今後もやるべき研修でございます。

そこで、議員お尋ねの、行政力の再生と職員力の向上、当初から職員力の再生とは何ぞやと、向上だろうというご指摘もいただいておりますが、思うように進んでいないのが実情でございます。しかし、今後、新たな行政事情、それからデジタル改革等々、行政職員というのは、人材で仕事をするという職場でありますので、外部を含め、人材育成というのは日常の課題だというふうに認識をしております。

職員力の向上の取組は大変不十分と申し上げざるを得ませんが、昨年度から、これらの実態に取り組むためには、甲良町の職員を、滋賀県庁の市町振興課に1名派遣しておりますし、本年度は、企画監理課長を県から派遣を願って、少しでも能力向上、あるいは組織の活性化を目指すという方向であります。

さらには、小規模町での職員の定着状況一覧表でお示ししたとおり、中途退職者が非常に多いということでございまして、採用試験でございますが、令和2年度の職員募集については、就職氷河期世代の35歳から45歳の5人を新規に採用いたしました。これらについては、即戦力というところ辺を目指しての採用でございます。それから今年度の新規採用試験につきましては、一般職員におきまして18歳から年齢枠を広げて35歳まで拡大いたし

まして、集団論文、失礼しました、集団討論試験を導入いたしました。結果、採用者6人は、就労経験者を採用することができました。

まだまだ不十分であります。公正な導入ができていない人事評価の導入も課題になっておるところでありますので、今後も、職員力向上、行政力の向上に向け、できる限りでの取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 るる述べられました。十分できていない。でも今後こうして頑張りますということ。町長、長たる者率先垂範たれ、長たる者部下のかがみなり。これは人事管理していく町長の最高のというか、最大に身をただして、そういう姿勢で取り組むことを私は求めていきます。長たる者率先垂範なり、長たる者部下のかがみなり。かがみは姿を映す鏡じゃないよ。お手本、模範となるというかがみだよ。

そこで次に、4月の人事異動は適切に行われたのか、また、行政組織体制の充実強化は図られたのかということの内容で質問します。今日そのために皆さん方に示しましたこの資料、これが、町長、3年6カ月における町長が考える人事の履歴なんです。私はどこの課で誰がということは一切言いません。ただ、町長はこういう経過のとおり、人事をされました。

実は私はこの質問をする前に、9カ月前、令和2年9月議会で、丸山恵二議員が、質問をされています。内容は、職員の人事を問う。丸山議員は、職員の人事に関して、「最近は短期間での人事異動が多いように思う。人材育成のためには、ある程度の期間経験を積む必要があるのではないか。また、個々の特性を見極め、適材適所の人材配置を求める。さらに、働きやすい職場環境づくりを求める」という内容の質問をしているんです。まさに私は今日そのことを、内容で質問する。全く同じ内容で、既に丸山議員はしている。これはまだ、半年前、9カ月前ですが、その質問を受けた後の町長のこの4月の人事異動、そのときにね、町長がどう答えているか。「人事は町長の専権事項である」、これ、町長がいつも言われるこの言葉、私は非常にこの言葉が嫌なんです。「人事は町長の専権事項であります」、ほかの者がとやかく文句を言うなと言わんばかりの「人事は町長の専権事項」と。

専権という意味は、思うままに権力を振り回すこと、好き勝手に権力を振るうこと、あること物事を思いのまま自由にできる権利のことを、専権と言う。だから、確かに人事権は町長にある。それは間違いのないんだ。ないんだけど、ほかの人が、ああ、これはもう人事は町長の権利だからというので、議員が専権の権限があるというそういうことは言っても、自らがそういう言葉を振りかざして、何を文句を言う、文句は言わさないよ。

私はだから、質問は、個人の誰をどうしたかというんじゃない。人事の在り方について質問をするんですよ。ですから、この専権という言葉、まずはそれを言っています。

その後、基本的には公平な人事を行うことを念頭に置いている。当たり前の話ですよ。そして、一職場の在職が長くないようローテーションで職場を活性する人材配置に心がけている。一職員が長いと慢性化したり不祥事につながることもあるため、町長も職員時代には苦い経験がありますね。そう、町民業者との癒着、そういう不祥事につながることもあるため、人事異動は長い人は早く異動するという内容を言っている。このような観点から、あまり長く1カ所にいないことを心がけている。今後は働きやすい職場づくりを進めるとともに、適材適所の人材配置に努めていく。適材適所と。

私はこの答弁は、非常に町長の答弁はすばらしい答弁だったと思うんです。問題は、それが実行できているかどうかなんです。

ただ、この質問のときに答えてないことが1つあるんです。丸山議員は、「職員の人事が、短期間での人事異動が多いように思う。人材育成のためには、ある程度の期間経験を積む必要があるではあるのではないか」と質問しているのに、このことについては、一切答えていないんです。

そこで私は今日は、その話をします。もうどこの課とは言いません。

まず、そもそもは、そうだな。町長この4月人事は、町長が1人で人事構想を練って決定をしたのか。誰か、役場庁舎内で相談をしてやったのか。それとも、本当に今言う1人でこの人事をやったのか、ちょっと聞かせてください。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 基本的には、私が中心に、ほとんど自分の構想を主に今年度はやった人事でございます。

○建部議員 自分で1人でやったと。ほとんどは、そういうことですね。

○野瀬町長 はい。

○建部議員 町長は、今この名簿の中にも出ている職員、全部合わせると180人からなるそういう職員を、全て人心の掌握をしているなら、1人でやるならいい。どの部署にどういう人材が必要なのか、どういうものが欠けているのか、それと、この職員は過去どういう職歴をもって処罰があったのか、人事評価というのが全ての職員に町長に頭があれば町長1人で考えていい。だけど、問題は、常日頃適正なる人事評価ができていない。その課を担当している総務課、人事担当は総務課だから、その総務課長、また、教育部局では教育長がいる。その人たちと合議というのか、併せて本来人事を行うものじゃないのか。そうでなかったら、町長1人で180人からの職員の人心を掌握

しているということはまず不可能だと。第一、人事評価ができない。町長はそこを1人でできるか。そういう資料、そういう材料を持ってやっているのか。

私は、ちらっと今回の人事は町長が1人で決めはったということを聞いているから、ああこれは無謀だなと。幾ら人事の権限は町長にあっても、少なくとも職員の将来なりその職員の能力なりその職員の仕事を左右する、そういう人事。先ほども適材適所とかいろいろ言ってきている。でも、人事の狙いというのは、何。人事というのは、人材育成し、目標を達成させる。要するに、人事異動というのは人材育成だよ。その目標を達成させるという側面と、そして役場組織の活性化を図るといふ、それが人事異動の狙い。だからその人事評価はどうしている、それ町長が全部で180人の職員を網羅というか、掌握しているのか。だったら、町長の幾ら権限といえども、人事は町長1人ではできるもんじゃない。まず、そのことが1点。

そしてね、この人事、私は誰がどこのと言わない。でも皆さん、つぶさに見てください。これが町長の人事の履歴なんです。私が一番気にしている、これは丸山議員も言っていました。短期間で職員を代えるというのは駄目だ。ある程度の経験を積む必要がある。まさにそのとおりで、大体人事というのは3年、先ほど町長が答弁の中でもあったように、1カ所に長くいると、町民、業者との癒着が生じてくる。不正が生じてくる。それをなくするためには、適当な時期に異動させるという、それはそれで当然の話です。私は、大体3年、三、四年というのは適正、5年以上というのは長い。ただ、職務があって、保健師や保育士のように専門職、そしてまた、土木や建築のような技師とか、そういう水道の管理者の資格を持っている者とか、そういった者は専属でそこに置いておく。長くなっても仕方がないというふうに思います。でも、一般行政事務職というのは、総合職と一緒に。どこに行ってもその仕事に間に合う能力を持ってないといかん。だからその期間が3年から4年、長くても5年以上は長過ぎる。5年までにはという1つのめどがあって、それをもって人事は回転していく。

でもある1つの所属、甲良町役場には、18の各所属部署がある。これは3人の部署もあれば、6人、または十数人の部署がある。保育所のように、もう二十数人から三十人からの部署もある。その中で、ある部署について、この名簿で私はつぶさに見たんです。そこは6人の部署で、去年、1年間経験した人が続いて、ということは2年目を迎える人が3人、そして、今年初めてその部署に配属された人が3人。そこで仕事ができるか。2年目の課員が3人、今年初めてその部署についた職員が3人。過去の業務の処理、実績、成果を上げることができるか、そういう職員体制で。何を考えているのか。

町長、人事というのは、18における部署が円滑に仕事が進めるようにそういう取り計らい、そういう措置もしなきゃいけない。実際、2年目の職員が3人、今年初めて税務課に行った職員が3人、今税務課と言った。ほかにもそれがある。そういう部署をつくっておきながら、適材適所、効率的な云々、あなたは9カ月前の一般質問の中でも答えている。実際に人事の在り方というのは本当は町長、一番あなたがそのことには腐心をせないかん。18の部署、全部目を見渡して、本当に職員が能率的に活発に仕事ができる、そういう職場の雰囲気をつくっていかないかん。これは一種のパワハラだよ。そういう職員を6人配置しておいて、そして今まで以上の業績を上げよと、そういう仕事を課すというのは、このことについては、町長、どう考える。そういう部署ができています。ああかつでごめんなさいか。それは、あんたが1人で人事をやって、そういう役場全体を眺めず、18ある部署の人事構成はそれでいいのか、そこにおける与えられた仕事、業務がこなせるのか、そういったことまで配慮しなかったらだめなんです。どうだ、町長。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 先ほどの答弁は断片的でありました。私が主導でやりましたが、教育委員会人事は、教育長人事でありますので、そこは教育長にお任せ、それから、教育委員会内部の人事についても教育長と相談をしました。それから下資料は人事担当からもらってのことでございます。

ご指摘の、本年の人事を振り返ってみますと、もう具体のご指摘をいただいたとおり、あまり同一職場が長くならないようにという丸山議員のときの答弁を、今振り返って、建部議員から、振り返りの質問の件、私の答弁を触れていただきました。ご指摘のとおり、今回、在職年数が少ない職員を多く異動させてしまったということ。それによって課の業務がうまくいっていないということ、それから、配置人員が不足をしている職場等々、今年の人事上の課題は、それぞれから指摘もいただき、それから、私自身も、反省しているところでございます。

さらには、集落支援員という、昨年度のセンターの運営についてを反省し、それから今後の展開については、学区のコミュニティー交流という関係で、学区に集落支援員を1人ずつということで、両センターに配置をしました。これは絶対数の職員が少ない中でやりましたので、行政内部の各職場のスタートを切りましたが、職場が活性化しない、あるいは業務が停滞するということがありましたので、5月1日に取りあえずの集落支援員を、役場内部の組織に戻しているという人事も含めて、今年度、反省点が多いわけでありますので、今後は、専権という言葉を使っていたいただきましたが、よく職場を活性化し、機能するような人事をするために相談をし、人事を決めていきたいと

いうふうに思っています。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 町長が答弁している。職場を活性する人材配置を心がけていると言っているんだから、心がけているんじゃない、これを心がけないかんわけだから。そして今さっきちらっと5月1日付で人事を触っているわけですね。私は4月1日付の人材構成で今これをつくっているけど、5月1日に手直し人事をやっている、そのことを議会にというか、私らには全然教えていただかなかったけど、仮に、今もう一度、町内の18の所属部署を見渡して、今町長が言っている、適正な職場を活性化する人材配置に手直しがあるのなら、早急に手直しの人事をやっていただきたい。

続いて、2つ目の、令和2年度の計画事業の執行予定及び執行状況と経過を問うということで、資料を頂きました。

まず、私はこの質問する理由。昨年の9月議会で、町長が、各字における地域防災、それを何とか充実したいというので、各字一律に補助金を出そうとした、その制度であります。その中に個人割というか、平等割と均等割があったみたいですが、要するに、人口1人に対して幾らというところがあって、そのことを私は修正でもって提案し、1人5,000円の給付金を可決した。それが9月の議会。町長はそのときに、年内に支給したいということがありました。てっきり年内に支給されるものと思っていたら、12月議会に、支給する体制が取れないので、来年の6月まで待つてほしいということを書いてきた。これは私は激怒しましたね。9月議会で決めて年内に支給すべきものが、3月末じゃない。来年の6月議会。その事業を繰り越して支給したいと言ってきた。私は、これはもう役場の怠慢じゃないかと言って激怒した。そしたら、何とか3月末でその給付がされた。

そういうことがあるから、私は、そうじゃないやっぱり町民に対する制度、施策は、早いこと実施に移す。そして、12月や3月末に集中して町の事業がやられる、そのことによって事務が混雑して職員がへまを起こす。中には仕事できていないから、架空の成果書というか、実績報告書を作って、業者にできた旨の竣工、結局、この仕事をやりましたという書類を書かせて、その仕事の代金の何百万か、請求書まで書かせて、その会社にその金を振り込んだ。結局、そういう事務ができていない。ましてや計画した事業が実施もしないのにしたことにして、そしてその業者も業者。役場から言ってきたからいうて請求書を書けと言われたから書いた。そしてこの口座に振り込んでください。また、その口座に振り込んで、いや、これはやばいことになる、返さないかんというので、その業者が返してきたという、そういう事件があったんだよ。

だから私は、余裕を持ってやはり予算に上げている事業計画、甲良町が今年考えている事業計画は、適期、その本当に適当な折のいい時期に事業を行う。また、余裕を持ってその事業を展開していくという計画性を持って事業を進めていく必要があるというので、私はこの質問を取り上げた。だから予算の執行、とりわけ計画事業の執行は余裕と適期をもって執行すべきだが、その計画ができていますか。そして、この資料を今日頂きました。

ずっと見てみました。今日頂いたんですから、今見ただけです。私はもう一度、これは予算書に上がっている事業とこれと、もう1回確認はします。でも、事業の中でちょっと目についてた部分を申し上げます。

企画監理課、広報こうらの発行。私ね、これ5月号、先月、総務課長、企画課長がそこにいる中で、役場のちょうどこの組織表が載っている、その文面で、各部署の係の名前が違っている、表記が違っている、ミスプリが二、三カ所あった。それを指摘した。本来なら、その指摘、そのミスを、次の号、要するに5月号ですから、この6月号、6月1日に出したその号で、こういうミスがありました、申し訳ございませんという、それを出しとかないかん。全くそのことには触れてない。広報こうらは全町民が、まあ全部では見てないと思うけれども、そこに本来ミスがあっては駄目なんです。もちろん議会だよりもそうなんだけど、そしてミスがあったら必ず次の号で、こういうところでミスがあったことを、一応おわびの文書をつけて、ここがミスでしたということを表示しなかったら駄目なんです。そのことをまず伝えておきます。

そして産業課、これは私は評価をしているんです。甲良町新しい生活・産業様式支援交付金、4月のホームページを見ました。4月1日号。もうそこにホームページにも載っている。募集をしている。そして、チラシの中にもありました。そしてまた、私は商工会に入っていますから、商工会からもそのチラシが来ました。これは4月1日に早速にこの交付金の募集している。これを私は即やられたということについては、まず評価をしたいと思います。

そして保健福祉課、新型コロナウイルスのワクチンで非常に大変な時期。でも、ホームページなりチラシの中で、PCR検査を250万今年見えています。その中にこの事業の中にその項目がなかった。これも私は、広報こうらに掲載をしてもらって、分かりやすく町民にPRができていますというので評価をしております。できたら、これも年間を通してになるんでしょうが、一応この事業の中に上げて、そしてその進捗をやはり皆さんに知っていただくということにしていきたいと思います。この取組も私は評価をしています。

そしてからね、教育委員会。体育館のLEDの改修工事がある。西小学校

の体育館の照明のLED5,384万4,000円、何でこんなに高いのかな。電球の球を換えるのにこれだけかかるか、いや、ほかにも改修工事があるのかどうか。単なるこのLEDだけでこれだけの事業費なのかということが、まずそれを1点、聞かせてください。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 この5,300万というのは、西小学校だけじゃなくて中学校、東西小学校の体育館も含まれております。甲良小中学校の体育館の照明です。

○建部議員 ああそうか、小中学校ね。

○福原教育次長 すいません。

○建部議員 ということは、小学校が2校、中学校、3校、それにしても5,000万、LEDは高いということは分かっている。どうしてこんなに高いのかなという感じがしました。

いずれにしても、町長、私はこういう甲良町が今、事業計画で上げてきている計画がスムーズに、特に町民に対する事業については一日も早くそういう実施をするということを心がけて、年間を通して、議会としては、議会は行政の監視と批判の大きな役割がある。そういう意味で、3月に1回、議会のたびに、私はこういった事業の進捗状況を尋ねていきたいというふうに思うんですが、どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 その前に、私が4月当初から取り組んだ内容に少し触れさせていただきます。

4月の月上旬から中旬までに、業務の打合せを各課と行いました。打合せ内容を項目立てして、5月の課長会に通知として、あるいは町長の指示として、具体の項目を、これを推進するようという項目列記をいたしました。

その中で、議会からも令和3年度甲良町一般会計予算執行に関する議会の付帯決議事項を3月補正で付帯決議をいただいておりますので、特には急ぎで、防災センター、防災道の駅、総合構想、大字表記で、担当課原案をつくって、早期に議会と協議ができるように、準備を指示したところでございます。

それから、ご質問のありました、議会の監視と批判であります、検査全般については、自治法第98条においても議会は検査することができるということでもありますので、行政が主体的に進捗管理を行うということでもあります、議会からのチェックもいただいて、共に事業を進捗するように目指してまいりたいと思います。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 了解をいたしました。これをもって、私の一般質問を終わります。

○山田裕康議長 建部議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会します。
ご苦労様でした。

(午後 4時56分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 宮 寄 光 一